

第 4 回

相模原市・藤野町合併協議会会議録

平成17年10月17日

相模原市・藤野町合併協議会

第 4 回 相 模 原 市 ・ 藤 野 町 合 併 協 議 会 会 議 録

目 次

会議次第.....	1
出欠席者名簿.....	2
開 会.....	3
あいさつ.....	3
議 事.....	4
そ の 他.....	67
閉 会.....	70

第4回相模原市・藤野町合併協議会会議録

日時：平成17年10月17日(月)午後1時30分から

場所：県立藤野芸術の家 2階 クリエーションホール

会議次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事

協議事項

- 協議第10号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画(素案)について(継続協議)
- 協議第17号 財産の取扱いについて
- 協議第18号 行政連絡機構の取扱いについて
- 協議第19号 町名・字名の取扱いについて
- 協議第20号 土地利用の取扱いについて
- 協議第21号 上下水道事業の取扱いについて
- 協議第22号 地方税の取扱いについて
- 協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 協議第24号 介護保険事業の取扱いについて
- 協議第25号 保健衛生事業の取扱いについて
- 協議第26号 補助金、交付金等の取扱いについて

報告事項

- 報告第10号 各種事務事業の取扱いについて(B・Cランク)その2

4 その他

- (1) 相模原市・藤野町合併市町村基本計画(素案)の公表及び意見募集要領(案)について
- (2) 藤野町の独自の条例について
- (3) 今後の協議会開催日程(案)について
- (4) その他

5 閉 会

出欠席者名簿

出席委員（21名）

鈴木謙仁副会長（協議会会長職務代理者）、加山俊夫委員（相模原市長職務代理者）、
今井満委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、久保田義則委員、三橋豊委員、吉本一夫委員、
石井トシ子委員、井口学委員、矢越孝裕委員、中道重幸委員、清水令宜委員、
鈴木實委員、高橋正二委員、佐々木道他委員、末永義徳委員、相澤由美委員、
佐々木宣彰委員、田中克己委員、小林弘委員

欠席委員（6名）

河本洋次委員、根岸清委員、船橋英明委員、中村和裕委員、山崎泰文委員、森繁之委員
アドバイザー

牛山久仁彦 明治大学政治経済学部助教授

監事

石井靖監事

幹事

倉田修一副幹事長、前田武男幹事

事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、柿澤一夫主幹、
網本淳副主幹、榎本哲也副主幹、佐藤正行副主幹、鈴木和夫主査

専門部会

大貫勲企画部会長、馬場正行総務部会長、山中学財務部会長、井上耕二保健福祉部会長、
深澤博史保健所部会長、梶山齊市民部会長、戸塚英明経済部会長、岩本和紀環境保全部会長、
小星敏行環境事業部会長、内田登都市部会長、溝呂木和之建築部会長、内藤春雄土木部会長、
渡邊亮管理部会長、内田晴明学校教育部会長、渋谷勝美生涯学習部会長、矢島博消防部会長

傍聴者

一般傍聴、報道関係者

開会 午後1時35分

開 会

田所事務局長 それでは、定刻を過ぎましたけれども、只今から協議会の方を始めさせていただきますが、初めに、副会長でございます鈴木謙仁藤野町長より、開会の宣告並びにごあいさつをお願いいたします。

あいさつ

鈴木副会長（会長職務代理者） 本日は、皆様には、大変ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

只今より、第4回相模原市・藤野町合併協議会を開催いたします。

開催にあたりましてごあいさつを申し上げます。

本来であれば、只今メッセージをいただきました小川会長ご出席のもとで協議会を開催するところではございますが、小川会長につきましては現在療養中でございますことから、本日、小川会長不在の中で協議会を開催させていただくことになりましたことをご報告申し上げます。

このため、本日の議事の進行等につきましては、小川会長の職務代理といたしまして、副会長であります私が務めさせていただきます。

また、相模原市長の職務代理者であり、本協議会の幹事長でもある相模原市の加山俊夫助役には、委員として協議にご参加をいただき、ご意見等をいただくこととさせていただきます。委員の皆様方には、ご理解とご協力をお願いいたします。

本協議会につきましては、本日で第4回目となりました。本日は、合併市町村基本計画の素案について、前回に引き続きご協議をいただくほか、財産の取扱いや行政連絡機構の取扱いなど、いずれも大変重要な事項についてご協議をいただく予定でございます。

どうか、有意義な協議会となるよう、忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。

傍聴においていただいた皆様方におかれましても、相模原市、藤野町の合併協議について一層ご理解を深めていただく機会となれば幸いに存じます。

本日も実り多い成果が得られることを期待いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

す。

田所事務局長 ありがとうございます。

議 事

田所事務局長 それでは、次第の3、議事に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、会長の職務代理者でございます鈴木副会長の方をお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することとなっておりますが、会議録に署名いただくお二人を私から指名させていただきます。大変恐縮ですが、今回につきましては、相模原市議会合併問題特別委員会委員の久保田義則委員と藤野町議会1市4町合併特別委員会副委員長の高橋正二委員をお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議につきましては、都合により、概ね4時30分をもって終了させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了解をいただきたいと思います。

協議第10号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について（継続協議）

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、協議事項に入らせていただきます。

初めに、継続協議となっております「協議第10号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

内田事務局次長、お願いします。

内田事務局次長 それでは、協議会資料の1ページをお開きください。

協議第10号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について、ご説明をいたし

ます。

相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について、別紙のとおり協議を求めらる。

平成17年10月17日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

それでは、別冊の「合併市町村基本計画（素案 その2）」というものがございますので、そちらの方をご覧いただきたいと存じます。「（素案 その1）」につきましては、前回の協議会でご議論いただきまして、既に基本目標や合併シンボルプロジェクトなど理念的な部分は協議をしていただいたものでございます。

表紙をおめくりいただきまして、目次をご覧いただきたいと存じます。

全体で10章の構成となっておりますが、今回は、特に第7章の施策体系や第10章、財政計画なども加えまして、計画全体の素案を示すものでございます。

本日の協議をいただきまして、素案としてご決定いただければ、11月には合併協議会といたしまして住民の皆様からの意見募集を行うとともに、神奈川県との事前協議を行わせていただきたいと考えております。

それでは、素案の内容につきましては、「（その1）」にはない部分を中心にご説明をさせていただきます。

まず、1ページ、第1章、序論でございますが、合併の背景と必要性を整理しております。3つございまして、（1）総合的・効果的な施策の展開、それから（2）効率的な行財政運営の推進、それから、2ページをご覧いただきたいと存じますけれども、（3）といたしまして生活圏の拡大と広域連携でございます。

次に、2の計画作成の方針についてでございますが、今回の計画は、現在の1市3町、すなわち相模原市、津久井町、相模湖町、藤野町にかかわる部分でございます。

来年3月20日に1市2町は合併いたしますので、2町が合併した後の新相模原市が藤野町と合併することになります。したがって、本計画の区域には、津久井町及び相模湖町を含むことといたしております。

2ページ下段から3ページにかけては、3、作成にあたっての基本的な視点では、1市4町を一体の地域として捉えるという視点を明記させていただいております。

次に、4ページから14ページでございますけれども、第2章、新市の概況となっております。面積、人口などのデータを記載させていただいております。

それから、15ページと16ページにつきましては、第3章、将来人口の見通しということで、平成17年の人口は67万4,242人でございますが、10年後の平成27年には

69万4,466人まで増えると推計いたしておるところでございます。

次に、17ページ、18ページの第4章、まちづくりの基本方針、19ページ、20ページの第5章、基本目標、それから21ページから23ページの第6章、合併シンボルプロジェクトにつきましては、第3回合併協議会で協議していただいた「(素案 その1)」と同様でございます。

それでは、24ページをご覧ください。

第7章、施策体系でございますが、ここ以降から新たに提案する部分でございます。1市2町の新市まちづくり計画の内容を踏まえて作成いたしており、藤野町関連をはじめといたしまして、今回計画の素案を作成する中で新たに付け加えた部分がございます。

それでは、分野ごとに概要をご説明させていただきます。

(1)の基本目標、交通につきましては、さがみ縦貫道路や津久井広域道路などの早期整備のほか、TDM施策の推進により、交通渋滞の解消に努めることとしております。

施策と主要事業の表をご覧ください。

骨格幹線道路網の整備といたしまして、県道52号、相模原町田線の整備のほか、2つ目の黒点になりますが、国道、県道の整備促進の中で、藤野町を南北に縦断する県道76号、山北藤野線を位置付けております。

施策欄の2段目、公共交通網の充実では、主要事業として、リニア中央新幹線の建設促進などのほか、主要事業の3つ目に藤野駅周辺交通施設整備を挙げています。

25ページにまいりまして、施策の2段目の駐車場対策といたしましては、小田急相模原駅北口地区の公共駐車場整備事業などを、そして4段目になりますが、人にやさしい道づくりでは、歩行者専用デッキ等の整備や交通安全施設整備事業など、歩行者に配慮した整備事業を挙げております。

都市基盤では、上水道の整備推進の主要事業といたしまして、表の方でございますけれども、簡易水道などの公営化推進を挙げており、これは、藤野町における簡易水道の町営水道化及び県営水道化を新市で引き継いでいこうとするものでございます。

施策の3段目の都市緑化と公園整備の推進といたしましては、相模原麻溝公園の整備をはじめといたしまして、屋上緑化等助成などに取り組むこととしております。

25ページの下段から、(2)自然の豊かさを日常的に感じるまちをめざすことといたしまして、基本目標でございますが、26ページをご覧くださいまして、自然・環境についてでございますが、表の施策欄、自然環境の保全、創造、活用の主要事業といたしまして、

木もれびの森づくり事業、境川沿い緑地の保全、それから、藤野町地域の施策といたしまして清流とホテルの里づくりの促進を挙げております。

26ページの中段から、(3)基本目標 といたしまして、地域特性を活かした産業創生を目指すこととしております。

産業につきましては、施策の1段目、活力ある産業の振興として、総合的な産業振興施策の推進のほか、新たな成長産業の創造を挙げており、27ページの表の4段目、農林業の振興では、新都市農業推進事業や農林業後継者・担い手確保対策事業などを挙げております。

次に、観光では、自然資源を活かした観光産業の育成、文化、芸術などの地域特性を活かした観光の振興を図ることとしております。

表の施策、観光の振興につきましては、主要事業といたしまして、商・工・農業と連携した観光産業の推進や、観光拠点へのアクセス性の向上も考慮に入れました観光拠点の整備とネットワーク化の推進、さらに森林ミュージアム推進事業を挙げております。

28ページをご覧ください。

上段の表の左欄の施策、自然を活かしたレクリエーションの振興の主要事業といたしまして、水源地域交流の里づくり事業をはじめ、藤野町地域の事業といたしましては、5番目にグリーンツーリズム推進事業、6番目に民間レクリエーション事業への支援検討を掲げております。

次に、中段の(4)基本目標、教育・文化につきましては、伝統的行事の継承や文化財などの保護・活用、芸術活動の促進などによる市民の自己実現の場の充実に努めるなど、個性ある生涯学習都市を目指すこととしております。

29ページの主要事業、上から3行目でございますが、藤野地域の教育特区を掲げておりまして、施策欄2段目、学校教育環境の整備の施策の中では、4つ目の主要事業として藤野地域の小学校統廃合事業がございます。また、この表の施策の欄、下から2段目に、地域住民の連帯強化、地域振興がございますが、右側の主要事業をご覧いただきたいと思いますが、2つ目といたしまして地域再生プログラム事業を掲げております。そして表の下段、芸術文化の推進という施策でございますが、主要事業といたしまして、フィールドミュージアムの推進、ふるさと芸術村構想の推進を掲げているところでございます。

29ページ下段の保健・医療・福祉でございますけれども、表に記載のとおり、施策といたしまして、医療体制の充実や子育て環境づくりの充実を挙げております。

30ページにまいりまして、施策の2段目ですが、高齢者福祉の充実として、主要事業と

いたしましては、ふれあいセンター整備事業などを挙げております。

安全・安心につきましては、施策１段目、防災対策の推進として、防災行政用同報無線整備事業などの主要事業を挙げておりまして、３段目の消防体制の整備推進では、消防庁舎建設事業や１１９番受信・指令システム整備事業などの主要事業を挙げております。

次に、３２ページをお開きください。

第８章、公共施設統合整備の基本的な考え方といたしましては、市民生活に急激な変化を及ぼさないように、地域全体のバランスなどを考慮しながら実施していくものとしております。

なお、合併に伴う旧役場庁舎の取扱いですが、総合的な事務所として活用し、適切な職員配置や電算処理システムのネットワーク化など、必要な機能の整備を図ることで住民サービスの低下を招かないように十分配慮することとしております。

次に、３３ページをご覧ください。

第９章、新市における県事業の推進では、県の役割や、県の総合計画のもとでの県事業の推進を記述するとともに、下段の３、新市の地域における県事業においては、１つ目の丸、交流連携を支えるさがみ縦貫道路などの道路網の整備として、４つ目の黒点になりますが、橋梁の架替として、県道５２０号（勝瀬橋）を挙げるなどしております。

３４ページをお開きください。

上から２つ目の丸といたしまして、公共交通整備の促進（乗合バス路線維持）を挙げております。

そして、下段になりますが、安心して快適にらせるまちづくりの項を設けまして、身近な犯罪に対する防犯活動の推進や安全で円滑な交通環境の確立を挙げ、特に、交差点改良や歩道整備等として、県道７６号（山北藤野）、県道５２０号（秋川橋）を挙げております。また、一番下の行では、橋梁の補修、防災対策の推進といたしまして、県道３５号（四日市場上野原）、県道７６号（山北藤野）（大羽橋）を挙げております。

次に、３６ページをご覧ください。

第１０章、財政計画ですが、まず、１、基礎となる数値と考え方といたしまして、平成１６年度決算額を使用し、過去の決算額の推移をもとに歳入、歳出を見込む。新市の人口推計をもとに税収などを見込むものでございます。

２の積算方法（条件設定）でございまして、歳入の市税では、それぞれの税目につきまして記載のような条件となっており、藤野町分の税収を毎年度１市２町の合計に加えた形と

なっております。

次に、 地方交付税ですが、まず、普通交付税につきましては、平成16年度の実績値が継続するものと仮定いたします。その上で、合併に伴う財政需要への国の支援措置が適用されるものとして推計をしております。

平成16年度は、相模原市の場合、約7億円の歳入超過でございましたので、不交付団体となりました。1市2町の財政計画では、国の財政支援措置を見込む際には、この7億円を超える部分が普通交付税として交付されるものと仮定して推計をしたところでございます。

しかし、今年度の状況では、相模原市は約29億円の歳入超過ということで不交付団体とされておりますので、現相模原市分の普通交付税を見込むのは難しい状況になっておりますことから、普通交付税につきましては、合併算定替を適用する中で、現相模原市分は交付がないものと見込み、町の分については普通交付税が交付されるものと見込んでいるものでございます。

そこで、合併補正につきましては、6億円を5年間、基準財政需要額に加算するという国の支援制度でございますけれども、実際には19年度から4カ年分といたしまして、津久井町と相模湖町の2町分でありまして1億5,200万円のみを見込むことといたしているものでございます。

合併特例債償還金分と臨時財政対策債償還金分につきましても同様の考え方をとっておりまして、現相模原市分は見込まず、合併特例債償還金については津久井町と相模湖町分を見込むものといたしまして、臨時財政対策債償還金分につきましては、藤野町も含めて3町分の償還金相当額を見込んで財政推計をしているところでございます。

なお、1市2町の財政計画では、18年度で終了する臨時財政対策債にかわる何らかの制度が創設されるものと仮定いたしまして、19年度以降は形式的に普通交付税に加算してありましたが、今回の計画では市債として見込んだものでございます。このため、見かけ上は市債が増えておりますけれども、本来、交付税で措置されるべき分をこの市債の欄に加算しているものでございます。

次に、特別交付税につきましては、通常分が過去5年間のうち最も小さい額で推移するものと想定した上で、合併による財政需要に係る措置を2カ年で2億8,000万円を見込んでおります。

37ページの(2)歳出の 人件費ですが、一般職の職員につきまして、市の都市経営ビジョンの考え方などを踏まえ、合併後4年間について前年度職員の1%を減少させることと

し、165人を削減することとして推計しております。

38ページに財政計画の表を掲載させていただいております。計画期間につきましては、1市2町の新市まちづくり計画を平成18年度から27年度までの10年間としたことから、最終年度を合わせまして、今回の計画では、合併の翌年度の19年度から27年度までの9年間としております。

それでは、各項目につきまして主なものをご説明いたします。

歳入のうち、1列目の市税につきましては、個人住民税や固定資産税の減少傾向により、平成19年度の約1,063億円から27年度の約1,036億円へと減少するものと推計しております。

次に、2列目の地方譲与税・交付金につきましては、地方譲与税や地方消費税交付金などですが、地方特例交付金を含んでおります。

次に、3列目の地方交付税につきましては、合併算定替により3町分の普通交付税が新市に交付されるものとしたほか、合併補正などの国の財政支援措置を反映しております。

次に、4列目、国・県支出金につきましては、扶助費や投資的経費等に連動して算出しております。

次に、5列目の市債につきましては、1市2町の合併特例債を1市2町の財政計画と同額を発行するものとして反映をしております。

次に、歳出に移りまして、1列目の人件費でございますが、津久井郡広域行政組合の職員を、合併時の定年退職者など退職予定者を除きまして、そのまま市の職員になるものとして推計をしております。

また、人件費の総額といたしましては、退職者数の年度間のばらつきによる退職手当総額の増減がございますので、420億円前後で推移するものとしております。

次に、2列目、扶助費につきましては、平成16年度決算額に地方公共団体全体での扶助費の歳出総額の伸び率4.2%を掛けまして、段階的に伸び率を減じて推計をしております。

次に、3列目の公債費につきましては、既存の市債の償還金をはじめ、17年度以降の起債に係る償還金については新規通常債分として加えまして、合併特例債の償還金も含んでおるところでございます。

次に、4列目の物件費についてでございますが、1市2町の財政計画と同様、0.1%の微増で計算しております。

次に、5列目、補助費等につきましては、16年度決算額に、直近の移動平均伸び率であ

ります 1.1%増を掛けて計算しております。

次に、6列目、投資的経費につきましては、9年間の概算事業費の積み上げに、一円費など市内の道路の維持補修費を加算して計算しております。

以上、財政計画といたしましては、歳入総額、歳出総額とも、各年度1,800億円前後から1,900億円前後になるものと推計しているものでございます。

以上が、協議第10号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）についての説明でございます。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から、「協議第10号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いをいたします。

佐々木委員。

佐々木（道）委員 それではちょっと質問させてほしいんですが、歳入と地方交付税、条件設定についての質問でございます。

普通交付税は実績値が継続されるものと仮定、特別交付税は近年度実績値の最も少ない額で算定しておりますが、国の三位一体改革による税源移譲は、聞くところによると、約8割くらいになるのではないだろうかと聞いておりますし、今後も交付税が削減する可能性が大ということで、今まで町の中で合併について議論した中でも、そういう問題が議論されてきた訳であります。ですから、過去の実績値で算定するには大いに疑問があるのではないかなと思っています。国の動きを反映した額に算定すべきではないでしょうか。

また、臨時財政対策債につきましても同様のことが言えるのではないだろうかと思います。単に、今までもらっていたからもらえるよということではないのではないかなと思ひまして、是非、事務局の適切な判断、また回答をいただきたいと思ひます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 答弁、合併協議会事務局、お願いします。

内田事務局次長 まず、三位一体改革の関係でございますけれども、今回の私どもが事務局として作りました財政計画におきましては、三位一体改革による影響につきまして、地方財政計画をもとにいたしまして、現時点で想定できる税源移譲等を考慮いたしているところでございます。具体的な内容といたしましては、19年度以降は所得譲与税が廃止される予定でございますので、市税にその額を加算するすとか、あるいは国・県支出金から改革による影響額を減額する、こういったものは反映させていただいているところでございます。

ただし、昨今も義務教育費国庫負担金の行方など報道はされておりますけれども、その先、具体的にどうなるかというのはなかなか見えない状況でございます。したがって、財政計画を立てる場合には、なるべく現在の状況を踏まえた上で、すべて予想しないと何もできませんので、ある程度のところで条件設定をして作らざるを得ないのかなということがございます。

それから、地方交付税につきましてもだんだん厳しい状況になっておりまして、臨時財政対策債につきましても、実は先ほども少しご説明いたしましたけれども、1市2町の財政計画を作るときには、本来であれば普通交付税で措置されるべきものが、臨時財政対策債で振り替えられているという趣旨がありましたので、19年度以降、普通交付税ということで見込んでおったものがございますけれども、今回の財政計画を策定するにあたりましては、より厳しく現状を見まして、臨時財政対策債相当の制度が19年度以降も続くような形になるのではないかとこのように見たところがございます。さらにもっと厳しく見込むことも可能でございますけれども、ただ、それは、例えばそれがどれくらい減らされるのか、あるいはそれに代替するどのような制度が考えられるのかというあたりにつきましては、なかなか想定が難しいところがございますので、先ほどご説明したような形での推計をさせていただいているところがございます。

佐々木（道）委員 それでは、財政計画そのものにつきましてはまだ非常に難しいところがありますねということで記録を願いたいと思います。

続きまして、歳出の人件費について質問をしたいと思います。合併後4年間は前年度職員の1%削減としていますが、今現在、市職員の自然減は何%あるか、お聞きしたいと思います。

また、国は小さな政府を目指して、職員の削減が、現在、新聞紙上、国会等でも取りざたされておりますので、この削減につきましてもどうなのかなということ。

それからもう一つは、藤野町のような人口1万人規模で広範囲な集落が点在する地域自治区は、プロの行政マンとして職員数は何名が妥当と考えているか、お尋ねしたいと思います。鈴木副会長（会長職務代理者） 佐々木委員に申し上げます。質問のときは挙手をお願いします。私、だてにここにいる訳ではありませんので、よろしく願いいたします。

それでは、答弁、合併協議会事務局、お願いいたします。

内田事務局次長 現在の相模原市の職員の削減についてでございますけれども、アクションプラン等を策定しておりまして、1%ずつ4年間削減していこうというようなことで取り組

むことといたしております。そこで、合併をした場合にも、色々な要因はあるのでございますけれども、そういった形で人員削減に取り組んでいくということを仮定いたしまして、財政計画は人件費を推計しているところでございます。

それから、地域自治区、総合的な事務所ですね。これに何人ということでございますけれども、先ほども公共施設の統廃合のところでも少し触れましたけれども、既存の今までの町役場が市の総合的な事務所になるということでございますが、これは、何人にするかというのはまたこれからということでございます。ただ、今1市2町の合併が準備は進んでいるところでございますが、例えば相模湖町の場合には、この間、協議会だよりでお知らせさせていただきましてけれども、100数名が90名程度にということでございますので、その辺をご参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

佐々木委員。

佐々木（宣）委員 私は、この前から、ここで協議することは、事務的なことも大切なんですけれども、将来予測、それから、これから問題になろうという点を捉えて、未来に向かってある予測をして、少しでもむだが少ない合併にしていきたい。理想の合併にしていきたいためには、まず、今一番問題になっているのは、私がいつも申し上げているとおり、今、水源環境保全税が県で決定されまして、これからその分配というか、そういう時期に来ていると思います。それは、私の聞いた範囲では、委員会を作って、そして色々な各団体の人をそこにに入れて、そして、その環境保全税をどう使ったらいいか、これから協議する。相模原市も、この1市4町も、それにどうかかわるのか、これは重大な問題だと思います。私たちが、この前も申し上げているとおり、6割、水源地を持っている訳ですから、私たちは、6割、少なくともあっていいはずな訳です。そこに向かってどのように関与していくのか、これというのは大変重要な問題だと思います。

次に、大きな問題でいいますと、これから団塊の世代が定年退職を迎える。ここで1市4町が合併する。そして、日本人は健康で、とても働ける、素晴らしい長寿の国ですから、この人たちをどこにどのようにして社会を支えてもらうか、こういうこともこの計画の中に入れておかなければならないと思います。そういう、ただ事務的な突き合わせばかりではなくて、5年先、10年先、100年先まで見越して、予測できるものはなるべく予測して、そ

して計画を立てておかないと、いざ、着る段になったらサイズが合わなかったというようなことになっては仕方がない訳です。ですから、ここでは、事務の突き合わせということももちろん大切なことですが、少しこれから5年先、10年先、20年先、そういうことまで見て、団塊の世代をどうするか。

私がここで提案したいのは、せっかく1市4町が合併したのですから、その中には、働きたくて仕方がない人がいっぱいいる訳です、定年を迎えて。そういう人に、ここの計画にも書いてありますけれども、この4町の方の農業とか林業というのはもう採算が合わないんです。どう考えても採算が合わない。これを救うのはボランティアしかない訳です。ボランティアで都市の住民から手伝いに来てもらって、そして、こっちはそれを受け入れる体制をとって、そして、自然農法だとか、今まで実践で疲れた心、体を十分いやしながら、また活力を養っていけるように、そういう基地としての4町の役目というものがあるはずなんです。そういうものをちゃんと考えていかないと、この計画はうまくいかないのではないかと思います。

それから、私は、相模原に買い物に行きまして、合併して緑が増えていいでしょうと言ったら、その人が私に何と言ったか。いや、困るんですよ。合併して半分緑地になったから、かえって、その緑地率は半分になって、50%になったんだから、相模原市の方はもっと緑地が減ってくるのではないかと非常に危惧していましたね。やはり相模原市のところはもう余り、合併したから、表の上では緑化が50%になって素晴らしい都市のように見えるけれども、結果は前よりもっと緑地が少なくなって、厳しい都市生活をしている。こっちの方は過疎になっている。これをどうにか、グリーンツーリズムの精神を通じたりして、私が一番最初から言っているように、うまく循環をさせていかないと、この合併が単なる財政効率だけを考えた寄せ集めの合併になってしまう。やはり合併するには、お互いの持っているDNAの違いをうまく取り混ぜて、そこにプラスが相当出てくるような合併にしていかなければならないのが私たちの使命ではないかと、こう思っている訳です。

まだこれから、この素案に対して色々な意見を言わせてくれるというのが書いてありますけれども、どの程度言わせていただけるのか。私も素案を考えておりますけれども、このままいってしまうと、単なる事務的な手続で、1足す4が幾つになるか知りませんが、ただ足し算だけで、そしてあと行政効率がよくなったと。だけれども、ちっとも合併のメリットがなかったというようなことでは困る訳です。そういう面で、もう少し合併の本質に迫るところをここで皆さんからご意見をいただいたりしておくのが、この合併協議会の一番の問題ではないかと思います。

それから、今日はちょっと牛山先生が見えられたので、この前、私が都市内分権の話をした。都市内分権で先生の本を読ませていただきました。そして、エンパワーメント、つまり政治意識が高くないと都市内分権はなかなか難しい。私は、この前、辻先生のとくに、まず、みんなが集まれるような、直接民主主義の魅力が出せるような、そういう単位にしたらどうかと。そして、皆さんの意見を取り上げてくれる広報紙みたいな、どんな意見を書いてもいい、人を誹謗中傷してはいけませんけれども、市に対して又は市政に対して不満があったら、その不満を批判できるような、そのくらい懐の深い意見を掲載できるような、そういうような市民のオピニオンリーダーが育つような、そういうようなことをしていかなければいけないのではないか。そうしないと都市内分権もうまく育たないのではないか。

エンパワーメントというのは、大変素晴らしいことを言っている訳ですけども、政治的意識を高めるといのは非常に難しいことです。私も住民運動をやって、土地の返還運動をやったことがありますけれども、やはりそれにはなかなかのエネルギーを必要とする訳です。議員がこの辺ではいなくなる訳ですから、議員も町もなくなる訳ですから、そういう面で都市内分権の一番先駆けとなる訳ですから、ここは。そういう面で色々な、藤野町も、ここに町長さんがいますけれども、これからそういう面に向かって、合併がぱっと始まったら、そこで急にやれと言ってもできませんから、これから都市内分権に向かって大いに進んでいくような計画を立てて、うまくすり合わせができるような都市内分権にしないと、急にその場で、「合併した。明日から、皆さん、好きなことを言っていていいですよ」と言っても、なかなかうまくいかないのが政治ではないかと私は思っております。素案に関してどの程度こういう意見を入れてもらうのか、私は、そういう時代の流れ、背景をしっかりとらえておかないといけないのではないかと思う。これは、ちょっとそういう面では、そういう考え方が、理念が少し足りないのではないかと思っております。できましたら、素案のときには私たちの意見を大に入れていただけるとありがたいと思っております。

お願いですから、これで結構です。

鈴木副会長（会長職務代理者） 佐々木委員、意見ということによろしいですか。

佐々木（宣）委員 意見ということ。そして最後に、どの程度は、素案の募集がこの次の議題にのってくると思うんですけれども、そこで言っていれば結構です。素案を募集するということになっているでしょう。そうですね。そのときで結構です。

鈴木副会長（会長職務代理者） ほかにございませんでしょうか。

矢越委員、お願いいたします。

矢越委員 相模原の矢越でございます。

今の佐々木委員のは4点あったかと思えます。水源税の件とか、団塊の世代、緑の緑地の件、都市内分権というのがあったかと思えますけれども、それぞれの部分にどのようにして入れてほしいということ、抽象的にではなくて、個別に、どこの施策のところかこのように感じて入れてくれということをおいた方が、パブリックコメントとかをやるときにも反映されやすいのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

以上です。

鈴木副会長（会長職務代理者） 何か、佐々木委員、ございますか。

佐々木委員。

佐々木（宣）委員 具体的に矢越さんはおっしゃられる訳ですね。

矢越委員 個別に、どこに入れたらいいか。

佐々木（宣）委員 どこに入れたら。これをぴったりどこに入れるかというのは、今、私、この素案を書いていいということになっておりますもので 書いていいというか、応募できるということで、今作っているんです。制作中なんです。だもんで、今ちょっと、ぴしゃっとでき上がってから応募したいと思っておりますもので、そのときにしてもらいたいと思っております。

鈴木副会長（会長職務代理者） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、特にご意見がないようでございますので、先ほどご説明いたしましたとおり、原案をもって住民の皆さんに公表するとともに、意見の募集を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第10号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について」は、原案のとおり決定をし、併せて住民の皆様に公表し、意見を募集することといたします。

次に、「協議第17号 財産の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長。

協議第17号 財産の取扱いについて

田所事務局長 それでは、協議会資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

協議第17号 財産の取扱いについて。

財産の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年10月17日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

1といたしまして、藤野町の財産は、すべて相模原市に引き継ぐ。

なお、基金の取扱いについては、その設立の趣旨に配慮し調整する。

2、藤野町の各財産区が所有する財産は、財産区有財産として相模原市に引き継ぐものでございます。

3ページの方をご覧いただきたいと思います。

地方公共団体の財産についての区分を記載してございます。

この表にございますように、公有財産につきましては、行政財産と普通財産と大きく2つに分かれております。そのほかに、物品、債権、基金、地方債、債務負担行為等がございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。

財産の現況比較の総括表でございます。土地、無体財産権、物品等、それぞれによって単位が異なっておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

1の公有財産の中には、4町共有の財産として、津久井郡郷土資料館の土地、建物及び津久井郡急病診療所の土地が含まれてございます。これら4町共有の財産につきましては、今後、市町で協議を行う必要があると考えております。

また、4の基金の取扱いでございますが、原則として、相模原市と同種の基金は統合し、独自の基金は、地域の実情に配慮し調整することとしております。

詳細につきましては、5ページから14ページまでに記載をいたしてございます。

まず、5ページでございますが、公有財産のうち土地の関係でございます。相模原市の合計面積、445万7,973平方メートルでございます。藤野町につきましては69万6,267平方メートルでございます。

次に、6ページでございますが、公有財産のうち建物でございますが、相模原市の合計につきましては131万3,390平方メートル、藤野町につきましては3万9,715平方メートルでございます。

次に、7ページでございますが、公有財産のうち物件でございますが、相模原市のみが地上権、地役権がございます。

次に、無体財産権につきましては、相模原市が10件を保有いたしております。

次に、8ページでございますが、有価証券につきましては、株券がご覧の表のとおりでございます。内訳につきましては、下の段にあるような内容となっております。

次に、9ページでございますが、出資による権利といたしまして、それぞれ、出資先は下の内訳表のとおりとなっております。

次に、10ページでございますが、2番の物品でございますが、これは車両についてのみ表示をさせていただいておりますが、相模原市が598台、藤野町が60台所有をいたしております。

3番の債権につきましては、貸付金で、この表のとおり、内訳につきましては下段の表のとおりでございます。

次に、11ページでございますが、基金でございます。

まず、資金積立型の基金でございますが、これは、それぞれの市町によって特徴的な内容がございます。例えば、12ページをご覧いただきたいと存じますが、12ページの藤野町の欄の上から1行目でございますが、文化福祉施設建設基金が設けられておりますほか、町営住宅建設基金、学校建築基金、一番下の欄にあります。藤野やまなみ温泉施設整備基金などがございます。

次に、13ページをご覧いただきたいと存じます。

定額資金の運用関係の基金でございます。これらの基金の合計につきましては、合計欄にございますような数字となっております。でございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと存じます。

地方債の状況でございます。相模原市の地方債の合計は約2,891億2,500万円、藤野町につきましては約54億8,600万円という状況となっております。

次に、15ページをご覧いただきたいと存じます。

15ページは財産区についてでございます。

1の財産区制度の趣旨でございますが、この制度につきましては、明治の大合併推進のときに、関係町村間の特別な財産や所有状態の著しい不均衡が合併交渉を妨げたことから、合併後も旧町村単位で従来の財産を所有する権利を認められたことが起源となっております。旧財産区と新財産区に区分されております。藤野町における財産区は、すべての新財産区に該当するものでございます。

次に、2の財産区の業務等でございますが、財産区は、所有する財産又は公の施設の管理

及び処分又は廃止を行うものでございます。

3の財産区の会計につきましては、(2)にございますとおり、財産区の収入及び支出について、市町村の会計と分別しなければならないこととされております。

4といたしまして、津久井郡における財産区の状況でございますが、藤野町には7つの財産区がございます。

次に、16ページをご覧くださいと存じます。

財産区の組織の関係でございます。財産区議会を設けている場合と、財産区管理会を設けているケースがございます。藤野町につきましては、財産区管理会が設けられているところでございます。

次に、18ページをご覧くださいと存じます。

藤野町の財産区の現況比較でございます。

各財産区の設置年月日、設置の経緯につきましては、表にお示しをしております。

次に、財産区の財産でございますが、まず土地でございますが、財産区が所有する土地、造林組合等と分収林契約している土地、あるいは他に貸し付けている土地がございます、土地の合計で申し上げますと、最も少ない財産区が小淵財産区の約5万2,000平方メートル、最も多い財産区が牧野財産区の約1,810万平方メートルでございます。

そのほか、立木、基金、予算等は表にお示しをしております。

次に、管理機関でございますが、すべて管理会となっております、委員の数は5名又は7名となっております。

以上が、協議第17号の財産の取扱いについての説明でございます。よろしくご協議くださいようお願い申し上げます。

鈴木副会長(会長職務代理者) 室内が暑いので、上着をおとりいただきますようご案内を申し上げます。

只今事務局から、「協議第17号 財産の取扱いについて」、説明がありました。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

未永委員。

未永委員 藤野町の未永です。

今、財産区について説明があったんですけれども、一応、財産区というのは、自然環境奨励金と線下保証、これによって運営されているんですけれども、この運営を地域では、老人

会とかスポーツ振興会とか、色々な行事で運用されているんですよ。これを3年間という継続あれなんですけども、3年後も継続していくのかどうか、それがちょっと私は知りたいんです。できるだけこの運営資金というのは地域の皆様に活用されて、地域振興のために役立っていただければ幸いと思うんです。ですから、貴重な財産ですので、できるだけそういう意向で勘案していただければと私は思っております。

以上です。

鈴木副会長（会長職務代理者） 答弁、財務部会長。

山中財務部会長 今、財産区につきましてご質問がございました。財産区につきましては、現在、藤野町で財産区がございますが、今回、相模原市に合併する際には、これらすべてを相模原市に引き継ぐというふうなものでございまして、現在、藤野町で行っている状況につきましては、相模原市と合併しましてもこれを引き継ぎますので、状況としましては変わらないというふうな状況でご理解していただきたいと思っております。

以上でございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 末永委員、よろしいですか。

末永委員 はい。

鈴木副会長（会長職務代理者） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第17号 財産の取扱い」については、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第17号 財産の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第18号 行政連絡機構の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長。

協議第18号 行政連絡機構の取扱いについて

田所事務局長 続きまして、協議会資料の19ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第18号 行政連絡機構の取扱いについて。

行政連絡機構の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年10月17日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

1といたしまして、行政連絡機構及び行政連絡業務については、合併時は現行どおりとし、合併後、新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直しを行う。

ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統合する。

2といたしまして、自治会等への運営や活動に対する助成等は、当面、現行の支援制度を基本とし、合併後3年を目途に見直しを行うことといたしております。

次に、恐縮ですが、20ページをご覧いただきたいと存じます。

行政連絡機構の取扱いの考え方について、ご説明をさせていただきます。

行政連絡機構とは、具体的には地域住民に最も身近な組織として自主的に運営されてきた自治会等のことを指すものでございます。

合併後、新市の一体性を確保するためには、本来速やかに全ての制度を統合する必要がありますが、地域コミュニティの歴史に根差した組織であることや、地域における自治会等の重要な役割などを考慮し、調整にあたっては、市全域に同一の情報を提供する必要性から、広報紙の配布については合併時に相模原市の制度に統一し、現行の組織及び自治会等への助成制度については、自治会等の振興と活性化に資するよう、合併後3年を目途に見直しを行うものでございます。

恐れ入りますが、19ページへお戻りいただきたいと存じます。

調整方針一覧をご覧いただきたいと存じます。

表の右側の欄、「別冊1、ページ」というふうに記してございますけれども、これは、お配りしてございます別冊1、事務事業現況調書のページをお示ししておりますので、併せてご覧をいただきたいと存じます。

まず、番号1の行政連絡機構の取扱いについてでございます。

事務事業現況調書は、別冊1の1ページになります。

行政連絡機構の取扱いにつきましては、組織、行政連絡業務、行政委員制度、手数料や報酬等に相違がございますことから、調整方針といたしましては、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとしたしますが、広報紙の配布については、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

21ページをご覧いただきたいと存じます。

行政連絡機構の機構図の比較がございます。

表の一番右側の藤野町の欄でございますように、藤野町では連合会が組織されていないなど、市町によりまして自治会の機構も異なってございます。

また、22ページをご覧いただきたいと存じます。

広報紙、回覧文書配布等の行政連絡事務でございますが、1の市広報紙、町広報紙につきましては、いずれも月2回配布をしておりますが、配布方法は、相模原市ではすべて新聞折り込みとなっております。藤野町は、1回は新聞折り込み、1回は自治会を通じての配布となっております。

19ページにお戻りをいただきたいと存じます。

次に、番号2の地域振興嘱託員経費についてでございます。

事務事業現況調書は、別冊1の2ページでございます。

地域振興嘱託員経費につきましては、相模原市独自の制度でございますので、現行のまま新市に引き継ぐものとしたしますが、藤野町への配置につきましては、合併後に、配置基準の見直しとともに検討を行うものでございます。

次に、番号3の自治会活動助成事業から番号7の防犯灯の設置・指導までにつきましては、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行うものでございます。

個々の事務事業の主な課題といたしましては、番号4の自治会集会所建設等助成事業、番号5の自治会集会所賃借料助成事業につきましては、24ページをご覧いただきたいと存じますが、集会所の新築、増改築、用地取得、融資制度等において大きく実施内容が異なるとともに、自治会集会所の所有形態においても、自治会所有と町所有の相違がございます。施設管理の形態や運営費助成内容等にも相違がございます。

たびたび恐縮ですが、19ページにお戻りをいただきたいと存じます。

防犯灯の維持管理、番号7の防犯灯の設置・指導につきましては、恐縮でございますが、25ページが現況調書になっておりますので、25ページをご覧いただきたいと存じますが、相模原市は助成制度により自治会の設置で行っておりますが、藤野町におきましては町が設置を行っておりまして、電気料の公費負担の状況にも相違がございます。こうした状況から、これらの課題について、住民の皆様にご理解をいただきながら、合併後3年を目途に見直しを図っていくものでございます。

以上が、協議第18号 行政連絡機構の取扱いについての説明でございます。

よろしくご協議くださいますよう、お願いを申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から、「協議第18号 行政連絡機構の取扱いについて」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いいたします。

佐々木委員。

佐々木（宣）委員 先ほども私が申し上げたとおり、これから市民の政治意識を上げていかななくてはならない。それには意見が、藤野町ですと、新聞広告を折り込むにも、政治的なものは一切排除するような申し合わせをしてしまいまして、こういう意見を新聞広告、例えば、私は、この前、ここでこういう発言をしました。皆さん、いかがでしょうと、こういうような発言を新聞広告に載せようとする、チラシに刷ってもらおうとすると、申し合わせでめだということになっているんですね。これは、私に言わせれば、言論の自由を奪うようなもので、誰でも、皆さんに意見を発表して、そういうことが民主主義の小学校である自治の一番の出発点ではないかと思うんです。

この地域連絡協議会のチラシとか広報紙、これを使えば、皆さんの意見を、オピニオンリーダーを育てるのには非常にいい機会なんですね。広報紙に、その地域地域で、これから合併して、そこで大きな市の中に入る訳ですから、そこで、例えば、藤野町単位なら藤野町単位でその広報紙、藤野町に合ったような。又は相模原市なら橋本地区 私、昔、橋本地区にいましたから、橋本地区なら橋本地区で話題になるようなことを、意見を取り上げてくれるような、取り上げて、もちろん人を攻撃したり誹謗中傷するようなものはいけませんけれども、自分の意見又は行政に対する批判、そういうものが載せられるような、広報紙と一緒に配布物、そういうものをやっていかないと、さっき申し上げましたエンパワーメント、つまり政治意識が上がっていかないのではないかと、私はそんな気がするんです。

ですから、この広報紙、回覧文書を配布することを残すのでしたら、ここに是非、市民の声、行政に対する批判を書けるような、そしてそれがそんなにお金をかけないでも、自分が原稿を持っていけばみんなに読んでもらえる、そういう草の根的なオピニオンリーダーを育てていく。そういうことにおいては、私は、この自治会組織も大変必要だと思いますし、こういうものを合併にあたって、大きくなり過ぎたときに市政に対する批判が届かないようでは困る訳ですから、その地域地域で意見を述べられる場をつくる、そういうような提案をしたいと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

鈴木副会長（会長職務代理者） 答弁、市民部会長。

梶山市民部会長 只今の協議18号でございますけれども、これは行政連絡機構、主に自治会等の機構についての協議を協議会の皆様に求めているものでございますが、只今のご意見は、例えば、合併後、「広報さがみはら」、あるいは合併後の新市の広聴活動、そういうものの中で取り組むべきものであろうと思っております。ただ、現在、相模原市にも18の各地域がございまして、そこに地域情報紙というものがございます。ただ、これは、その18地域で、例えばお祭りとか、そういう分割したものについてはそういう広報活動をしております。

只今お話のあった市民、あるいは町民の方々の声というものは、広聴活動の中で取り上げていくものと思っております。現在、本市では、広聴活動の中で、個別の広聴、集会の広聴、あるいは調査広聴、この3つを行っておりますけれども、一番大きな市民の声としましては、わたしの提案と申しまして、いわゆる市長への手紙でございますが、それを市のホームページに、インターネット等でご覧いただけますが、そういうものでもご覧いただけるようなことを行っております。

以上でございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 佐々木委員、よろしいですか。

どうぞ。

佐々木（宣）委員 確かに、自治会組織とか広報紙ということだけで担当なさっている方にはちょっと厳しい質問、無理な質問かもしれませんが、こういう市民の市政に対する意見又は批判というものが皆さんの前に発表できるという機会、こういうのがないと、やはり都市内分権はうまくいかないのではないかと私は思っております。ですから、ここでこういうものを取り上げる機会をどこに 事務的にはどこが扱うものでしょうかね、よく分からないんですけれども。

鈴木副会長（会長職務代理者） 答弁、事務局長。

田所事務局長 只今の佐々木委員のお話の中で、先ほど来、ちょっと聞いていますと、恐らく、これから地域自治区の設置についての協議を具体的に行わせていただきます。その地域自治区の中で、併せて地域協議会の設置ということもこれからご協議をいただく内容になるかと思っております。ちなみに、今、津久井町と相模湖町については来年の3月20日に合併することが決まっておりますけれども、その2町につきましては、地域自治区を設置することと併せまして、地域協議会というものを設けていこうということで決まっております。

す。

それから、それぞれの地域の中で、先ほど来、広報のお話で今協議をいただいていますけれども、広報については市の方から新聞折り込みという形で配らせていただきますが、それ以外に、地域自治区の中、あるいは地域協議会の役割としてそういったことを検討していくべきではないかということで、現在検討いたしておりますので、そういったことについてはそちらの方で協議をいただければというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

鈴木副会長（会長職務代理者） ほかにございますでしょうか。

佐々木委員。

佐々木（道）委員 佐々木でございますけれども、要望になろうかと思えますけれども、地域自治組織に対する支援の状況でございますけれども、藤野町は町道路線が非常に長くなっておりまして、特に自治会使命というのは、美化活動の中で、遠いところでは2キロ以上にわたって町道の道の草刈りをしなければいけないとか、町民に対する負担が非常に多い訳なんです。そのために、町としても補助金に対して、十分とは言えないんですけれども、出しておる訳なんです。

特に、防犯灯とか、それからもう一つは、身近な問題でございますごみの入れ物ですね。これは、相模原市と違いまして、町道、県道も非常に狭くて、歩道がない状態でございますから、そこにごみを出せないということなんです。そうしますと、民間の人の土地を借りて、自治会です。自分たちでごみの収集箱を作って、特に町はカラスとか野鳥が多いものですから、ネットだけではとても対応できないんです。そういうものにも町としては補助を出しておるんです。そういうことを、地域の実情に合わせた検討を是非3年の中で行ってほしいと思います。これは要望でございます。ですから、自治会組織は、相模原の都会の人たちの負担と藤野町の住民の負担とは大分違うんですよということを是非認識してやってほしいと思います。

以上です。

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、要望として承っておきます。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第18号 行政連絡機構の取扱い」については、原案のとおり決することにご異議
ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第18号 行政
連絡機構の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第19号 町名・字名の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長。

協議第19号 町名・字名の取扱いについて

田所事務局長 協議会資料の26ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第19号 町名・字名の取扱いについて。

町名・字名の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年10月17日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

- 1、相模原市の区域内の町の区域及び名称は、現行のとおりとする。
- 2、藤野町の区域内の字の区域は、原則として現行のとおりとする。
- 3、藤野町の区域内の字の名称は、町の意向を尊重することとするものでございます。
27ページをご覧くださいと存じます。

町名・字名の数でございますが、相模原市におきましては、町名の数が297、字名の数
が15となっております、合計で312でございます。藤野町の字名の数は7ございま
す。

また、「吉野」という字名につきましては、藤野町と相模湖町にございます。今後の協議
会で、藤野町に地域自治区が設置されることとなりますと、市町村の合併の特例等に関する
法律によりまして、地域自治区の名称を冠することから、藤野町は、例でございますが、
「相模原市藤野町吉野」、相模湖町の吉野につきましては「相模原市相模湖町吉野」となる
もので、支障がないというふうに考えてございます。ただ、これにつきましては地域自治区
の設置が条件でございます。

個々の町名・字名につきましては、28ページから31ページに記載をいたしてございま
す。

以上が、協議第19号 町名・字名の取扱いについての説明でございます。よろしくご協

議くださいますようお願いを申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から、「協議第19号 町名・字名の取扱い」について説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いをいたします。

佐々木委員。

佐々木（道）委員 佐々木でございます。質問いたします。

今の説明の中で、現在の町名・字の取扱いにつきましては、地域自治区が存在している場合ということで、5年後見直しということになっていまして、それ以後にはどうなるんですか、分かれば教えてください。

鈴木副会長（会長職務代理者） 答弁、市民部会長でよろしいですか。

梶山市民部会長 失礼しました。市民部会長です。

これは、先ほど事務局長がご説明申し上げましたとおり、合併後、その地域自治区の推移を見ながら、そこでの話し合いを、その経過を見ながら決めてまいりたいというふうに思っておりますので、現段階で自治区がなくなったらこういうふうになる、5年後に考えたいというふうに思っております。

以上でございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） ほかに。

事務局長。

田所事務局長 只今の地域自治区でございますが、これから地域自治区についてはご協議をいただくこととなります。地域自治区が設置をされますと、先ほど私、説明申し上げましたように、合併の特例に関する法律等によりまして、そのままその名前、例えば、藤野町という地域自治区になれば、藤野町という名前が冠するということになってございます。それから、仮に地域自治区が廃止をされた段階でも、その名前は残るという形になってございます。

それともう1点、5年後ということでお話ございましたが、地域自治区についてはこれからご協議をいただきますが、5年というのは、前例、相模湖町、津久井町の例が5年ということでのご質問かと思いますが、それらについても併せて今後ご協議をいただくということになるものと考えてございます。

以上でございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第19号 町名・字名の取扱い」については、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第19号 町名・字名の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第20号 土地利用の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

片野事務局次長。

協議第20号 土地利用の取扱いについて

片野事務局次長 それでは、協議会資料の32ページをお開きください。

協議第20号 土地利用の取扱いについて。

土地利用の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年10月17日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

土地利用の取扱い、都市計画区域及び区域区分等については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、住民の意向を踏まえた中で、合併後の新市において検討することといたしております。

次に、調整方針一覧をご覧いただきたいと存じます。

個々の事務事業の現況調書につきましては、別冊1の事務事業現況調書の9ページから11ページのとおりでございます。

番号1の都市計画の調査研究、計画策定、指導及び推進についてでございますが、市町村の都市計画に関する基本的な方針である市町村マスタープランにつきまして、上位計画である新総合計画の策定期間に併せて、合併後3年以内に新市において策定するものでございます。

次に、番号2の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定及び推進並びに番号3の区域区分、地域地区、地区計画等の決定及び変更につきましては、神奈川県において決定す

る都市計画の範囲に関する事項が主なもので、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、新市において検討するものでございます。

次に、33ページをご覧いただきたいと存じます。

参考といたしまして、土地利用の取扱いの考え方について記載をさせていただきましたが、これは都市計画区域の指定に係る基本的な考え方を示したもので、市町村が合併した場合の都市計画区域の指定につきましては、広域的な視点から行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも、原則として1つの都市計画区域を指定し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましいとしております。

しかしながら、1つの都市計画区域を指定することが困難である場合には、実質的に、一体の都市として整備することが適切な区域ごとに、複数の都市計画区域を指定することも考えられるといたしております。

次に、34ページをご覧いただきたいと存じます。

都市計画区域の現況比較でございますが、都市計画区域につきましては、一番上の段でございますが、相模原市・城山町・相模湖町の全域、津久井町及び藤野町については一部が指定をされております。

また、2段目の区域区分につきましては、相模原市・城山町において定められており、津久井町・相模湖町・藤野町は定められておりません。

なお、用途地域並びに市町村マスタープランについては、いずれの市町においても定められております。

以上、協議第20号 土地利用の取扱いについての提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から、「協議第20号 土地利用の取扱いについて」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第20号 土地利用の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ござ

いませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第20号 土地利用の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第21号 上下水道事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

片野事務局次長。

協議第21号 上下水道事業の取扱いについて

片野事務局次長 協議会資料の35ページをお開きください。

協議第21号 上下水道事業の取扱いについて。

上下水道事業の取扱いについて、次のとおり協議を求めらる。

平成17年10月17日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

1、水道事業。

藤野町の水道事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。

なお、町営簡易水道事業、簡易水道・小規模水道補助事業及び専用水道町営化整備事業については、合併後、それぞれの地区にふさわしい水道事業のあり方について検討する。

2、下水道事業。

（1）公共下水道事業受益者負担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合する。

ただし、藤野町の単位負担金額については、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合する。

（2）公共下水道事業受益者分担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合する。

ただし、藤野町の単位分担金額については、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合する。

（3）公共下水道使用料については、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。

なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行う。

（4）藤野町の農業集落排水事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

なお、合併後、他の生活排水処理施設整備事業、公共下水道合併処理浄化槽との調整を図ることといたしております。

恐れ入りますが、41ページをお開きいただきたいと存じます。

上下水道事業の取扱いの方針の考え方について、ご説明をさせていただきます。

まず、1の水道事業でございますが、水道事業につきましては神奈川県企業庁水道局により

実施されておりますが、藤野町におきましては町営簡易水道事業も実施しております。水道事業につきましては、地域の特性を勘案いたしまして、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

なお、町営簡易水道事業等のうち、町営簡易水道事業、簡易水道・小規模水道補助事業及び専用水道町営化整備事業につきましては、合併後、それぞれの地区にふさわしい水道事業のあり方について検討するものでございます。

次に、2の下水道事業でございますが、主要なものが4つございます。

まず、(1)の公共下水道事業受益者負担金ですが、これは、ご覧のページの下の方の囲みの中に用語の説明がございます。

公共下水道が整備されることにより衛生的な環境になるなどの利益を受ける方々に、整備事業費の一部を負担していただくものでございまして、対象は、相模原市は市街化区域、藤野町は都市計画事業認可区域となっております。藤野町における受益者負担金制度の取扱いにつきましては、原則的に合併時に相模原市の制度に統合するものといたします。

ただし、単位負担金額につきましては、藤野町が、都市計画法上の区域区分をしていないため、統合することによって単価格差が生じること、また金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮いたしまして、合併時以降の新市において負担区制度等についての整理・調整を行い、合併後5年以内を目途に相模原市の制度に統合するものでございます。

なお、それまでの間は、現行の藤野町の単位負担金額を引き続き適用するものといたします。

次に、(2)の公共下水道事業受益者分担金ですが、これも下の囲みの中に用語の説明がございます。

公共下水道が整備されることにより衛生的な環境になるなどの利益を受ける方々に、整備事業費の一部を負担していただくものでございまして、対象は、相模原市は市街化調整区域、藤野町は都市計画事業認可区域外となっております。藤野町における受益者分担金制度の取扱いにつきましては、原則的に合併時に相模原市の制度に統合するものといたします。

ただし、単位分担金額につきましては、藤野町が都市計画法上の区域区分をしていないため、統合することによって単価格差が生じること、また金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮いたしまして、合併時以降の新市において負担区制度等についての整理・調整を行い、合併後5年以内を目途に相模原市の制度に統合するものでございます。

なお、それまでの間は、現行の藤野町の単位分担金額を引き続き適用するものといたします。

次に、(3)の公共下水道使用料につきましては、原則的に合併時に相模原市の制度に統合

するものといたします。

なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行うものとするものでございます。

次に、(4)の農業集落排水事業につきましては、藤野町で実施されている事業でございます。現行のまま新市に引き継ぐものといたします。

なお、合併後、他の生活排水処理施設整備事業、公共下水道、合併処理浄化槽との調整を図ることといたします。

次に、42ページをご覧くださいと存じます。

上下水道事業の現況を示した表がございます。

1の水道事業の取扱いでは、藤野町に簡易水道事業があることが相模原市と異なる点でございます。

なお、県企業庁の水道使用料について、相模原営業所管内と津久井営業所管内で料金が異なって記載をされておりますが、これは、総体的に津久井営業所管内の方が給水戸数当たりの使用料が多いためでございます。利用料金の体系は県内一律となっております。

次に、43ページをご覧くださいと存じます。

2の下水道事業の取扱いでございますが、負担金や分担金、あるいは下水道使用料の額が市町により異なることがお分かりいただけると思います。

次に、44ページをご覧くださいと存じます。

3の農業集落排水事業でございますが、藤野町でのみ実施がされております。

恐れ入りますが、35ページにお戻りいただきまして、下段に掲載しております調整方針一覧をご覧くださいと存じます。

個々の事務事業の現況調書につきましては、別冊1の事務事業現況調書の12ページから66ページのとおりでございます。

事務事業の主なものにつきまして、ご説明をいたします。

36ページをご覧くださいと存じます。

番号7の相模川流域下水道維持管理負担金でございますが、相模川流域下水道の施設維持管理費を流域関連市町の実績汚水量の比率に基づき負担しているもので、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

次に、37ページをご覧くださいと存じます。

番号9の相模川流域下水道建設負担金でございますが、この負担金は、相模川流域下水道建設事業費のうち、市町負担分を流域関連市町が計画汚水量の比率により負担しているもので、

調整方針につきましては、現行のまま新市に引き継ぐ。

なお、神奈川県との協定書については、合併後速やかに締結する必要があるとするものでございます。

次に、番号10の下水道基本計画策定事業でございますが、下水道計画、都市計画決定、事業認可については、市町において既に策定をしている状況ですので、原則として合併後3年以内に相模原市の制度に統合するものでございます。

なお、新市において計画や認可の期間内で策定・手続を行うこととするものでございます。

次に、番号14の水洗化促進事業でございますが、この事業は、衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させることを目的に行うもので、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

ただし、藤野町が実施している水洗便所改造等の工事費の助成につきましては、合併時までに処理開始されている区域に限り、処理開始日から起算して3年間は存続させるものでございます。

次に、38ページをご覧くださいと存じます。

番号27の水洗便所改造等利子補給金でございますが、これは、処理区域内に所在する建築物の所有者又は建築物の所有者の同意を得た使用者で、当該改造工事を行う者が金融機関より融資を受けた場合、その利子分を補給するものでございます。相模原市では水洗化促進事業の一環として預託金制度をとっているため、合併時に利子補給金制度を廃止し、番号14の水洗化促進事業に移行するものといたします。

ただし、合併時までに契約されているものについては、最長で3年間存続させるものでございます。

次に、番号28の私設汚水ポンプ設置助成金でございますが、これは、地形等により自然流下で公共下水道に汚水を排除できない場合に、私設汚水ポンプを設置する者に対して工事費を助成するもので、藤野町が実施しているものですが、合併時に廃止するものでございます。

ただし、代替制度、例えば、現在設置している公設マンホールポンプの設置基準の見直し等について、合併時までに検討するものでございます。

次に、39ページをご覧くださいと存じます。

番号39から40ページの番号47の農業集落排水事業の関係でございますが、農業振興地域内の集落である藤野町大久和地区周辺の汚水対策として実施している事業で、計画戸数129戸の規模で、集落内の汚水を管きよで集めて集合処理するものでございます。調整方針

につきましては、冒頭ご説明したとおりでございます。

以上、協議第21号 上下水道事業の取扱いについての提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から、「協議第21号 上下水道事業の取扱いについて」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第21号 上下水道事業の取扱い」については、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第21号 上下水道事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第22号 地方税の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

片野事務局次長。

協議第22号 地方税の取扱いについて

片野事務局次長 協議会資料の45ページをお開きください。

協議第22号 地方税の取扱いについて。

地方税の取扱いについて、次のとおり協議を求めます。

平成17年10月17日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

1、個人市町民税の均等割及び所得割の税率については現行のとおりとし、普通徴収の納期については相模原市の制度に統合する。

2、法人市町民税の均等割の税率については現行のとおりとする。法人税割の税率については相模原市の制度に統合する。

ただし、合併年度に限り、不均一課税を実施する。

3、固定資産税の税率については現行のとおりとし、納期については相模原市の制度に統合する。

4、軽自動車税の税率及び納期については、相模原市の制度に統合する。

5、事業所税については、相模原市の制度を適用する。

ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を実施する。

6、入湯税の税率については現行のとおりとし、課税免除については相模原市の制度に統合することといたしております。

次に、調整方針一覧をご覧いただきたいと存じます。

個々の事務事業の現況調書につきましては、別冊1の事務事業現況調書の67ページから74ページのとおりでございます。

番号1の個人の市・県民税の取扱いについてでございます。

普通徴収の納期につきましては、両市町とも、6月・8月・10月・翌年の1月ですが、各期別の始期につきまして若干の相違がございますので、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

また、均等割の非課税基準につきましては、生活保護の基準における級地区分を勘案して定めることとされており、相模原市の級地区分は1、藤野町の級地区分は3となっております。このように、級地区分に相違がございますが、合併後の級地区分は相模原市に統一されることから、均等割の非課税基準につきましても、相模原市の基準に統合するものでございます。

次に、46ページをご覧いただきたいと存じます。

番号2の法人市民税についてでございます。

法人税割の税率につきましては、相模原市では、資本金等の額により12.3%から14.7%の3段階となっております。藤野町では一律12.3%となっており、市町で相違がございますので相模原市の制度に統合することといたしますが、藤野町に所在する法人については、合併年度に限って、合併前の税率を適用する不均一課税を実施するものでございます。

次に、番号3の固定資産税についてでございます。

納期につきましては、相模原市では5月・7月・9月・12月、藤野町では5月・7月・12月・翌年2月で、市町で相違がございますので、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号4の軽自動車税についてでございます。

納期につきましては、市町で若干の相違がございますので、合併時に相模原市の制度に統合

するものでございます。

また、小型特殊自動車のうち、農耕作業用の税率につきましては、相模原市では1,000円、藤野町では1,600円で、市町で相違がございますので、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号5の事業所税についてでございます。

相模原市は課税しておりますが、藤野町には制度がございませんので、相模原市の制度を適用することとしますが、新たに賦課する税であることから、藤野町に所在する事業所等については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税しないこととするものでございます。

次に、番号7の入湯税についてでございます。

課税免除につきましては、相模原市では、入湯料金が1,000円以下の公衆浴場に入浴する者につきまして課税免除となりますが、藤野町では規定がなく、市町で相違がございますので、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、47ページをご覧いただきたいと存じます。

地方税の現況比較によりまして、補足説明をさせていただきます。

まず、個人市町民税でございます。

均等割の税率につきましては3,000円、所得割の税率につきましては、所得金額に応じて3%、8%、10%の3段階で、市町で相違がないため、現行のとおりとするものでございます。

次に、法人市町民税でございます。

(1)の均等割の税率につきましては、資本金等に応じて5万円から300万円までの9段階で、市町で相違がないため、現行のとおりとするものでございます。

(2)の法人税割の税率につきましては、先ほどご説明いたしましたとおりでございますが、不均一課税の実施期間を合併年度といたしましたのは、合併によりまして均等割と法人税割の合計額が減額となる法人が、増額となる法人よりも圧倒的に多いことから、通年にわたり不均一課税を行う必要がないと判断したためでございます。

次に、固定資産税でございます。

税率につきましては1.4%で、市町で相違がないため、現行のとおりとするものでございます。

次に、48ページをご覧いただきたいと存じます。

軽自動車税でございます。

(1)の税率につきましては、原付、軽自動車とも市町で相違はございませんが、先ほどご説明させていただきましたとおり、小型特殊のうち農耕作業用の税率につきましては、市町で相違がございます。

次に、事業所税でございます。

事業所税の課税団体は人口30万人以上の都市等で、相模原市のみが課税しており、藤野町には制度がございません。税率につきましては、資産割が事業所床面積1平方メートル当たり600円、従業者割が従業者給与総額の0.25%で、免税点につきましては、資産割が事業所床面積1,000平方メートル以下、従業者割が従業者100人以下でございます。

次に、入湯税でございます。

税率につきましては1人1日150円で、市町で相違がないため、現行のとおりとするものでございます。

次に、49ページをご覧くださいと存じます。

都市計画税でございます。

相模原市は課税しておりますが、藤野町につきましては、都市計画上の区域区分がされておられませんので、課税はされておられません。

以上、協議第22号 地方税の取扱いについての提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から、「協議第22号 地方税の取扱いについて」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いをいたします。

中道委員。

中道委員 10番、調整方針の8番目の都市計画税について質問いたします。

調整方針は、現行のまま新市に引き継ぐというようなことでございますけれども、藤野町にはそういうあれがないというような今説明がありましたけれども、先ほど協議20号ですか。20号の中で、都市計画については検討するんだというような、区域については検討するんだというような話がありましたけれども、これはずっとこの現行のままということでしょうか、どうでしょうか。

鈴木副会長（会長職務代理者） 答弁、財務部会長。

山中財務部会長 都市計画税についてでございますが、現在、相模原市では課税しておりま

す。藤野町につきましては、先ほどご説明ございましたように、都市計画上の区域区分がないということで、課税はされないというふうな状況でございます。今後、その都市計画についてどうするかということでございますが、それにつきましては、今後検討というか、調整していくということだと思えます。

以上でございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 都市部会長、お願いいたします。

内田都市部会長 線引きにつきましては、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、住民の意向を踏まえた中で、合併後、新市において検討すると、こういうふうな大前提がございまして、平成20年に神奈川県が第6回の線引きを行う予定でございますが、住民の意向を十分踏まえた中でやるということでございますから、県の方針が平成18年度の末に出ますもので、そういうものを見定めた中で、住民の意見を踏まえた中で、今後、線引きをするかどうかも含めまして、新市において検討してまいりたいと思えます。

したがって、線引きを行わなければ、都市計画税、市街化区域、調整区域は起こりませんもので、そういう対象にはならないということでございます。

以上でございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいですか、中道委員。

中道委員 はい。

鈴木副会長（会長職務代理者） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第22号 地方税の取扱い」については、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第22号 地方税の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて」を議題といたします。

大変失礼いたしました。会議途中ではございますが、これより10分間、休憩とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 3 時 1 9 分

再開 午後 3 時 3 0 分

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、再開をさせていただきます。

次に、「協議第 2 3 号 国民健康保険事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

片野事務局次長。

協議第 2 3 号 国民健康保険事業の取扱いについて

片野事務局次長 協議会資料の 5 0 ページをお開きください。

協議第 2 3 号 国民健康保険事業の取扱いについて。

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 1 7 年 1 0 月 1 7 日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

国民健康保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。

ただし、国民健康保険診療所管理運営事業は、現行のまま新市に引き継ぐことといたしております。

調整方針一覧をご覧いただきたいと存じます。

3 2 項目の事務事業がございますが、調整方針は、一部の事務事業を除き、基本的には、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

個々の事務事業の現況調書につきましては、別冊 1 の事務事業現況調書の 7 5 ページから 1 1 3 ページのとおりでございます。

協議会資料の 5 3 ページをご覧いただきたいと存じます。

国民健康保険事業の取扱いの考え方について、ご説明いたします。

国民健康保険事業は、国民皆保険体制の基盤をなす制度として、被保険者があらかじめ保険税を拠出して、疾病、負傷、出産、死亡など不測の事故に対して必要な給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした相互共済制度でございます。

国民健康保険事業の基本的事項は、市町村の保険者が国民健康保険法等に基づき運営しているため、相模原市と藤野町において実施されている事務事業も概ね統一されたものでございます。

しかし、国民健康保険事業は市町村単位で運営されることから、それぞれの地域特性に応じた運用もされており、例えば、保険税率や葬祭費の給付額などは、相模原市と藤野町で異なる制度を設けているのが現状でございます。

続きまして、事務事業の中から、合併することによって国民健康保険加入者に直接影響が及ぶ事務事業について、現況比較を行いながらご説明をいたします。

54ページをご覧いただきたいと存じます。

1の国民健康保険税でございます。

保険税の計算は、藤野町も基本的には同じ課税方法となっており、所得割、資産割、均等割額、平等割額の4つの項目をもとに、医療分と介護分をそれぞれ算出する方式となっております。

ただし、相模原市と藤野町におきましてそれぞれの税率等が異なっており、特に相違が大きいの資産割でございます。医療分においては、相模原市は固定資産税額の10.0%、藤野町は39.5%となっております。相模原市の税率が藤野町と比較して著しく低くなっております。介護分におきましても、資産割については、相模原市では2.6%、藤野町は9.87%となっております。これにつきましても、相模原市の税率が藤野町と比較して著しく低い状況となっております。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、58ページと59ページをご覧いただきたいと存じます。

5の高額療養費と6の出産育児一時金でございますが、一部負担金や分娩費の支払いが困難な被保険者に対し、相模原市は受領委任払制度を実施しておりますが、藤野町は制度を設けておりません。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、60ページをご覧いただきたいと存じます。

8の精神・結核医療付加金でございますが、精神・結核の公費負担医療を受診した場合、保険者負担が70%、公費負担が25%、残り5%が自己負担となりますが、相模原市ではその自己負担分を助成しておりますが、藤野町ではこの制度はございません。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度を適用するものでございます。

9の健康診査等委託事業でございますが、相模原市では、40歳以上の被保険者を対象として実施している人間ドック助成事業を補完する市独自の保健事業として実施しており、30歳代の被保険者を対象としております。調整方針といたしましては、合併時に相模原市

の制度を適用するものでございます。

次に、61ページをご覧くださいと存じます。

10の人間ドック助成事業でございますが、対象年齢、助成額等に相違がございます。相模原市は対象年齢が40歳以上で、藤野町においては35歳以上としております。助成額につきましては、相模原市が2万2,000円、藤野町は2万円となっております。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、62ページをご覧くださいと存じます。

12の国民健康保険診療所管理運営事業でございますが、藤野町には、地域住民の医療の確保及び健康の保持増進を図るため、国民健康保険直営診療施設を設置しておりますが、相模原市にはございません。調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

13の財政調整基金でございますが、相模原市は設置しておりませんが、藤野町には設置されております。この制度につきましては、不測の事態が起きた時には補正予算で対応が可能なことから、当面、基金は設置する必要がないと考えられるため、調整方針といたしましては、合併時に廃止するものでございます。

14の医療費通知でございますが、相模原市では市独自のシステムで、藤野町においては神奈川県国民健康保険団体連合会へ委託の方式をとっております。調整方針といたしましては、現状の相模原市方式について、通知対象者、対象医療機関における課題もございまして、相模原市においても医療費通知の神奈川県国民健康保険団体連合会に委託することを検討し、合併時に統合するものでございます。

以上、協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについての提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から、「協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第23号 国民健康保険事業の取扱い」については、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第24号 介護保険事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

内田事務局次長。

協議第24号 介護保険事業の取扱いについて

内田事務局次長 それでは、協議会資料の63ページをお開きください。

協議第24号 介護保険事業の取扱いについてでございます。

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求めます。

平成17年10月17日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

介護保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

次に、65ページをご覧くださいと存じます。

介護保険事業の取扱いの考え方について、ご説明申し上げます。

第1号被保険者の保険料につきましては、各市町村の介護サービスの総費用、被保険者数、後期高齢者の割合、高齢者の所得水準等をもとに3年ごとに事業計画を策定し、算定することとなっております。現在、平成18年度からの第3期事業計画につきましては、各市町村で策定を進めているところでございますが、合併時には、合併後を想定した新たな事業計画を策定して保険料を算定するものでございます。

合併による保険料への影響でございますが、算定基礎数値の構成割合からして、相模原市の水準に近いものとなることが想定され、藤野町の保険料の引き上げが見込まれますので、町民の皆様のご理解に十分配慮する必要があると考えております。

また、保険給付サービスについてでございますが、サービスの種類、内容につきましては法令により定まっておりますので、市町による相違はございませんが、サービスの供給体制につきましては、地域的な特性によりサービス提供業者が進出しにくい状況も見受けられますので、サービスの維持・向上対策に留意する必要があると考えております。

なお、その他の事業につきましては、新市としての一体性の観点から、相模原市の制度に整理・統合するものとしております。

恐れ入りますが、63ページにお戻りください。

調整方針一覧につきましては、ご説明させていただきます。

個々の事務事業の現況調書につきましては、別冊1の事務事業現況調書の114ページから125ページのとおりでございます。

番号1の介護保険料の取扱いについてでございます。

66ページの現況比較のとおり、基準額の第3段階で比較いたしますと、年額で相模原市より藤野町が4,500円、月額では375円低い状況となっております。

また、保険料の段階設定につきましては、藤野町は標準的な5段階としておりますが、相模原市は、高所得者から多くの負担を求める一方で、低所得者の負担を軽減するために6段階としているところでございます。

調整方針でございますが、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号2の訪問介護サービス利用者負担助成事業、番号3の社会福祉法人利用者負担助成事業についてでございます。

国の要綱に基づく補助事業でございますので、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

次に、番号4の訪問入浴サービス利用者負担助成事業についてでございます。

これは相模原市の単独事業でございますが、現時点では合併時に相模原市の制度を適用する方向でございますが、現在、事業の継続について検討中でございます。

次に、番号5の介護サービス適正実施指導事業についてでございます。

特別養護老人ホームへの介護相談員の派遣や介護支援専門員の支援事業等ございまして、合併時に相模原市の制度を適用するものでございます。

次に、番号6の介護認定審査会、番号7の要介護認定事務についてでございます。

内容に基本的な相違はございませんので、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号8の介護（支援）サービス等給付事業、番号9の財政安定化基金拠出金についてでございます。

法令で定まっているものでございますので、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

次に、64ページをご覧くださいと存じます。

番号10の介護保険給付費支払準備基金積立金についてでございます。

介護保険の剰余金を積み立て、保険給付費に不足を生じたときの財源とするための基金で、現行のまま新市に引き継ぎ、合併時に基金残高を統合するものでございます。

次に、番号11の介護保険事業計画についてでございます。

策定期間や基本項目は共通しておりますので、それぞれの計画を調整した新たな事業計画の策定について、合併時に新市において検討するものでございます。

次に、番号12の被保険者資格の管理及び被保険者証の交付についてでございます。

内容に相違がございませんので、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

以上、協議第24号 介護保険事業の取扱いについての提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から、「協議第24号 介護保険事業の取扱いについて」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第24号 介護保険事業の取扱い」については、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第24号 介護保険事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第25号 保健衛生事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

内田事務局次長、お願いします。

協議第25号 保健衛生事業の取扱いについて

内田事務局次長 それでは、協議会資料の70ページをお開きください。

協議第25号 保健衛生事業の取扱いについてでございます。

保健衛生事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年10月17日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

保健衛生事業の取扱いについては、相模原市の制度に統合する。

ただし、一部の事務事業については、地域の実情を考慮し、現行のまま新市に引き継ぐことといたしております。

調整方針一覧をご覧いただきたいと存じます。

70ページから77ページまでの全部で88の事務事業のうち、合併時に相模原市の制度に統合する事業は、61事業でございます。このうち、保健所政令市事務又は中核市事務のために藤野町との調整を要さないものが29事業でございます。主な業務といたしましては、医事薬事業務、保健予防業務、環境衛生業務、食品衛生業務等でございます。

また、合併後速やかに相模原市の制度に統合するとしたものが、番号6の栄養改善事業をはじめとする5事業、段階的に相模原市の制度に統合するとしたものが、番号2の市民健康づくり運動推進事業をはじめとする2事業でございます。これらは、それぞれの地域の特性に配慮するために時間を要したり、関係機関との調整を必要とするものでございます。

また、藤野町で実施していない事業で、合併時に相模原市の制度を適用するとしたものが、番号4の在宅ケア連携事業をはじめとする19事業、合併後速やかに相模原市の制度を適用するとしたものが、番号3の健康づくりのつどい開催事業をはじめとする4事業でございます。

最後に、現行のまま新市に引継ぐといたしました事業は、11事業でございます。主なものといたしましては、71ページの番号11の総合保健医療センターの維持管理補修事業、番号13の保健医療計画、73ページにまいりまして、番号39の精神障害者ホームヘルプサービス事業、74ページの番号52の保健所衛生検査施設整備事業、それから77ページにまいりまして、番号86の地域医療事業と番号87の看護職員確保対策事業のうち補助金に係るもの及び番号88の各種医療関係団体補助金でございます。

個々の事務事業の現況調書につきましては、別冊1の事務事業現況調書の128ページから235ページまでのとおりでございます。

次に、78ページをご覧いただきたいと存じます。

保健衛生事業の取扱いの考え方について、ご説明申し上げます。

1の保健所につきましては、現在、津久井郡を神奈川県津久井保健福祉事務所が管轄しておりますが、合併後は新市域全体を新市が管轄することとなります。主な保健所業務といた

しましては、アからオまでにお示しする事業がございます。

次に、79ページをご覧くださいと存じます。

2の保健センターにつきましては、表に相模原市及び津久井地域の設置状況をお示しております。

3の急病診療事業につきましては、津久井地域においては広域行政組合が委託により事業を実施しております。

合併後においては、相模原市及び津久井地域で実施している事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、そのあり方については、医師会を含め、合併後新市において検討するとし、津久井地域で実施していない事業については、相模原市の制度を適用するものでございます。

次に、80ページをご覧くださいと存じます。

保健衛生事業の現況比較でございますが、80ページから98ページに主なものを表にしてございます。

1の保健医療計画につきましては、両市町とも既に計画が作成されております。

2の基本健康診査及び81ページの3、がん検診事業につきましては、実施場所や実施時期などにおいて相違が見られます。

次に、86ページをご覧くださいと存じます。

4の乳幼児健康診査事業につきましては、87ページの(3)の1歳児健康診査が藤野町で行われていないこと以外は、実施時期などが若干異なるだけでございます。

次に、89ページをご覧くださいと存じます。

5の妊産婦新生児訪問指導事業につきましては、対象者に若干の相違が見られます。

次に、90ページをご覧くださいと存じます。

6の結核定期健康診断・予防接種事業につきましては、乳幼児に対するツベルクリン反応検査・BCG接種の実施方法は、藤野町では平成17年度より個別予防接種によることとしております。

次に、91ページをご覧くださいと存じます。

8の個別予防接種事業のうち、次のページ、92ページになりますが、92ページの(2)の高齢者インフルエンザにつきましては、実施時期に相違が見られます。

次に、93ページをご覧くださいと存じます。

9の健康度評価事業につきましては、(1)の生活習慣病予防及び(2)、次のページになりますけれども、(2)の生活機能低下予防の各事業とも、相模原市のみで実施しているも

のでございます。

次に、95ページをご覧くださいと存じます。

10の急病診療事業につきましては、津久井地域は、現在、広域行政組合で行われています。

(1)の休日急病医科診療事業につきましては、相模原市では相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所で、広域行政組合では津久井郡急病診療所で実施しております。

(2)の休日急患歯科診療事業及び96ページの(3)休日夜間急患調剤事業につきましては、現在、広域行政組合では行われておりません。

(4)の夜間急病診療事業につきましては、相模原市では相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所などで実施しておりますが、広域行政組合では在宅当番医制により実施しております。

次に、97ページをご覧くださいと存じます。

(5)の病院群輪番制運営事業及び(6)の小児急病診療事業につきましては、広域行政組合では相模原市と協定を締結して実施しております。

次に、98ページをご覧くださいと存じます。

(7)の外科系救急医療体制支援事業及び(8)の救急医療情報センター運営事業につきましては、現在、広域行政組合では行われておりません。

以上、協議第25号 保健衛生事業の取扱いについての提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

鈴木副会長(会長職務代理者) 只今事務局から、「協議第25号 保健衛生事業の取扱いについて」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いをいたします。

清水委員。

清水委員 食品衛生事業についてお聞きしたいんですが、保健所では監視活動というのがある訳ですが、食品衛生について、今まで県の保健所においては、年に2回、店舗検査があり、そして、かつ立入検査というようなことがありました。最近の情報をいただきますと、相模原保健所においてはそういったことはできないのではないかというふうなお話がありますが、いかがでしょうか。

鈴木副会長(会長職務代理者) 答弁、保健所部会長。

深澤保健所部会長 保健所部会長でございます。

食品衛生に関しましては、毎年、年度計画を立てまして、効率的に監視を行っております。その回数におきましてはまだ決めておりませんが、今の食品衛生管理の状況といたしましては、行政がやることと、あと食品衛生協会に協力していただく自主監視というものもございます。そういったところで、こちらの津久井にも食品衛生協会はございますし、相模原市にもございますし、そういった方と今話し合いながら、自主の管理も含めまして食品衛生管理に関して計画を立てるつもりでございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 清水委員。

清水委員 相模原においては食品衛生協会がそうした監視活動に入っているというふうなお話は聞きますが、津久井には今まで監視員と一緒に協会員が回っておったんです。私がここで心配するのは、合併はいいけれども、合併した時点で協会から脱退するというような会員が非常に多いように見受けられるんです。そうすると、協会としての機能が果たせなくなってくる。この食品衛生協会だけでなく、ほかの団体においても同じようなことが起こり得るのではないかと。その理由はよく分かりませんが、いずれにしても、こういったことが起きてまいりますと、この藤野町の活性化というものはなくなっていく訳で、そこいらのところは非常に心配をしておるんです。そんなところをどんなふうにお考えになっているのか、先ほど都市内分権のお話がございましたが、果たしてそういう状況の中で都市内分権ができるのかどうかというふうなこともありますので、アドバイザーの先生に、もしご意見があればお聞きしたいというふうに思います。

鈴木副会長（会長職務代理者） 牛山先生。

清水委員、牛山先生が答えるそうですから、もう少し簡潔明瞭に、もう一度お願いします。

牛山アドバイザー 申しわけございません。前半の部分を、都市内分権との関係で質問のご趣旨をもう少しお聞かせ願えますか。

清水委員 都市内分権というのは、いわゆる相模原ではなかなかできない。相模原の制度を持ち込むとなかなかできない。藤野だけのこととしてひとつやっていきたいというようなことだろうというふうに思うんですよ。そうすると、そういうことが果たして藤野町のような、この いずれにしても、一自治会規模扱いになるんでしょうから、そういったことができるのかどうかというふうに思うんですがね。

鈴木副会長（会長職務代理者） 先生。

牛山アドバイザー 質問の趣旨がよく分からない。ちょっとご質問のご趣旨が、つまり、都

市内分権、この後、地域自治区のご議論があるということで、先ほど事務局長の方からお話がございましたけれども、そこで具体的にどういう組織ができて、どういう権限で、実際にその地域の実情に見合った行政を、この合併の結果、不都合が生じないように、住民の皆さんの声を届けていくというシステムだと思うんですね。それと、今の前半の保健所、食品衛生の関心の協会から脱退していくということのつながりが、質問のご趣旨としてよく分からなかったものですから。

鈴木副会長（会長職務代理者） 清水委員。

清水委員 質問の仕方がまずかったようでございますが、食品衛生とは切り離して、私は、食品衛生の例を一つにとってお話を申し上げた訳です。そういうふうな各種団体が、どういう理由か、私は、恐らく会員数が少なくなってくると役員をさせられるのではないかと。役員になれば、相模原まで行くのになかなか大変だと、そういうことで会をやめたいという傾向が多いのではないかとこのように思うんです。少なくなれば、結局、そういうふうなことをしたい、町独自のものをしたくてもできなくなるという状況に陥ってくるのではないかとこのように心配をするんです。そこいらのところは何か、ご意見がなければ別に結構ですけども。

牛山アドバイザー ご趣旨分かりました。要するに、各種団体が統合して行って、遠い相模原市の方に本拠地というか、本部というかがある団体に統合していくと、そんなところへ行けないから脱退する。そういう状況で都市内分権ができるのかというお話でよろしいですか。

2つございまして、後ほど地域自治区のことについてはまたご議論があるということですのであれですけども、結局、その地域自治区という合併特例法上の仕組みですね。そこでは、やはり地域協議会と、先ほどお話がございましたが、こういったものを設置するとなると、そこで住民の皆さんの声を総合的な事務所を中心にきちんと反映していくような仕組みを作るということが1つございます。

もう一つは、先ほどからお話に出ております都市内分権という問題なんですけれども、この部分は、先ほどお話をありました地域自治区のこととはまた若干違う問題もございまして、というのは、1市3町の協議会の中でも、相模原市側の委員から大分ご意見が出ましたが、結局、地域自治区はできて、旧町単位で自治の仕組みが整うんだけど、相模原市の側はそういったものはできないということで、そうすると、62万という人口を抱えて、どうやってその声を届けていくんだということが出てまいります。そこで、相模原市の問題も含めて、やはり地域自治区の後もにらんで、全市的な仕組みとして、どのようにそういった声を

届けていかれるのか。そのときに、行政と住民の関係では、やはり自治会連合会でありませうとか、あるいはNPOとか、新しい団体を含めて、どういう仕組みづくりをしていくか、行政分権をどうしていくかという仕組みが出てくるんだと思います。

併せて、様々な団体がございますよね。そういった団体がどうなさるかというのはなかなか難しい問題だとは思いますが、では、その地域自治の仕組みを考えていく中で、そういった各種団体が行政のそういう状況とか住民参加のそういう状況に合わせてどのように考えていくのかということ、それは自主的な団体でしょうから、やはり個々人の自由もございますので、考えていただくということになるんだと思いますね。もちろん、どうしてもやめないでくれということとはできないとは思いますが、やはりその地域自治を守るという、進めていくという考え方を基本にしたときに、やはりそういう団体がどう考えてくださるかということになっていくのではないかと思います。

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第25号 保健衛生事業の取扱い」については、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第25号 保健衛生事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第26号 補助金、交付金等の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

内田事務局次長。

協議第26号 補助金、交付金等の取扱いについて

内田事務局次長 それでは、協議会資料の99ページをお開きいただきたいと思います。

協議第26号 補助金、交付金等の取扱いについてでございます。

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり協議を求めます。

平成17年10月17日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮して次のとおり調整する。

なお、義務的補助金を除くすべての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行う。

1、同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整する。

2、各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については当面現行制度を認めるが、市内全体の均衡を保つように、原則、合併後3年以内を目途に調整することといたしております。

101ページから123ページまでに、参考といたしまして、1市4町の補助金、交付金等の現況をお示しさせていただきましたが、同一又は同種の団体・事業等に対するものと、各市町独自の団体・事業等に対するものの2つに大別しております。

補助金、交付金等の取扱いについては、基本的には統合等の方向で調整していくことが必要ですが、補助金、交付金等の持つ従来からの経緯、実情等に配慮することも重要であります。このため、同一又は同種の団体・事業等に対する制度は統合の方向で調整を図ることとし、各市町独自の団体・事業等に対する制度は、地域の特性、歴史等から存続について合理的な理由がある場合については、当面現行制度を認めていくこととなりますが、市域全体の均衡を保つことも必要であることから、原則、3年以内を目途に統合等の調整を図ることとするものでございます。

以上、協議第26号 補助金、交付金等の取扱いについての提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から、「協議第26号 補助金、交付金等の取扱いについて」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いいたします。

佐々木委員。

佐々木（道）委員 まず、相模原市と藤野町の違いが、この専門部会で審議した中で非常に分かりやすくなっていると思うんですね。藤野町は財政が非常に少ないんですけども、地域振興に対しては町は積極的に助成をしているというのが見てとれるのかなと思っています。山間部で非常に厳しいところなので、地域の人たちが自分たちでしていけないといけないと、地域振興にならぬということで、町民の皆さんは一生懸命やっている。それに対して町が補

助金を細かく出してきているということは、今後とも是非継承していただきたいなと思います。特に、藤野里山クラブというのが昨年できまして、地域振興に一役、大きくかかっておりまして、ほかの市町村、東京都内、神奈川県民の人たちが来やすいように、また藤野観光に来られるように、キーとなってやっております。

また、一応確認でございますけれども、藤野町商工会も、現在、町から補助金をいただいております。その内訳は地域振興事業に充てているというスタンスで我々は行っております。そういう意味で、やはり地域の要ということで商工会は頑張っておりますので、是非補助金につきましては従来どおりお願いしたいと思っております。

以上、要望でございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 分かりました。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第26号 補助金、交付金等の取扱い」については、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第26号 補助金、交付金等の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、報告事項に移らせていただきます。

「報告第10号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その2」でございますが、まずBランクの事業について、事務局から一括して報告をいたさせます。

片野事務局次長。

報告第10号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その2

片野事務局次長 それでは、協議会資料の124ページをお開きください。

報告第10号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その2。

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成17年10月17日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

125ページをご覧くださいと存じます。

調整方針一覧、Ｂランクの事務事業につきまして、ご説明いたします。

表の右側の欄、「別冊１、ページ」と記しておりますのは、別冊１、事務事業現況調書のページをお示ししておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

最初に、財務部会所管の事務事業でございます。

番号１の市税及び個人の県民税の収納管理、督促、滞納処分等についてでございます。

事務事業現況調書は、２３６ページになります。

これは、口座振替手数料につきまして、市町で金融機関に支払う手数料に相違がございますが、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の指定金融機関の口座振替手数料に統合するものでございます。

また、藤野町では督促手数料を徴収しておりますが、相模原市では督促手数料を徴収していないことなどから、調整方針といたしましては、合併時に廃止するものでございます。

次に、番号２の前納報奨金についてでございます。

事務事業現況調書は、２３７ページでございます。

藤野町では前納報奨金を交付しておりますが、相模原市では既に廃止していることから、合併時に廃止するものでございます。

続きまして、保健福祉部会所管の事務事業につきまして、ご説明いたします。

番号１の小児医療費助成事業でございます。

事務事業現況調書は、２３８ページでございます。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。本事業は、市町で対象者の年齢に相違がございますが、相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号２の地域型在宅介護支援センター運営事業でございます。

事務事業現況調書は、２４０ページでございます。

調整方針といたしましては、現行のまま新市に引継ぐとし、ただし、業務内容、職員配置等の委託内容については、合併後速やかに相模原市の制度に統合するものでございます。

介護保険法の改正により、平成１８年度より、地域型在宅介護支援センターにかわり、地域包括支援センターとして設置・運営することとなったものでございます。

次に、番号３、福祉タクシー利用料助成事業でございます。

事務事業現況調書は、２４１ページでございます。

本事業は、相模原市のみの実施事業でございます。調整方針といたしましては、合併時に

相模原市の制度を適用するものでございます。

次に、番号４の市心身障害者福祉手当支給事業でございます。

事務事業現況調書は、２４３ページでございます。

相模原市のみの実施事業でございますので、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度を適用するものでございます。在宅の重度障害者等のうち、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当が支給されていない者に対し、手当を支給するものでございます。

次に、市民部会所管の事務事業につきまして、ご説明いたします。

番号１の地域振興でございます。

事務事業現況調書は、２４４ページでございます。

地域振興事業につきましては、藤野町では該当がありませんが、相模原市においては各種団体の事務局を担当しております。調整方針といたしましては、合併時は現行どおりとし、合併後３年を目途に見直しを行うものでございます。

次に、番号２の戸籍情報システム維持管理事業でございます。

事務事業現況調書は、２４７ページでございます。

戸籍情報システム維持管理事業につきましては、システムの相違があり、統一を図る必要があるため、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、１２６ページをご覧いただきたいと存じます。

経済部会所管の事務事業につきまして、ご説明いたします。

番号１の畜産振興事業でございます。

事務事業現況調書は、２４８ページでございます。

本事業は、相模原市では、社団法人相模原市畜産振興協会が行う事業に対し補助を行っており、藤野町におきましては、主に津久井郡農業協同組合が中心となって行う事業等に対し補助を行っているものでございます。補助率や補助対象等の点で課題はございますが、調整方針といたしましては、合併後３年以内に段階的に相模原市の制度に統合するものでございます。

続きまして、環境保全部会所管の事務事業につきまして、ご説明をいたします。

番号１の開発行為等における緑地に係る協議、指導、監督及び検査事務と、番号２の開発行為等における公園に係る協議、指導、監督及び検査事務でございます。

事務事業現況調書は、250ページと251ページでございます。

現在の市と町の開発指導につきましては、開発行為の対象となる規模や指導事項に相違がございますので、調整方針といたしましては、合併後3年以内に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、都市部会所管の事務事業につきまして、ご説明いたします。

番号1の地理情報システム開発事業と、番号2の都市計画基本図作成事業でございます。

事務事業現況調書は、252ページ、253ページでございます。

これらの事業は、都市計画情報提供システムの更新やデータの維持管理、都市計画基本図、いわゆる電子地図の修正などが主なものでございまして、地理情報システム開発事業は、合併後5年以内に相模原市の制度を適用する。都市計画基本図作成事業は、合併後5年以内に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号3のバス対策事業でございます。

事務事業現況調書は、254ページでございます。

市町の現状を踏まえ、効率的で利用しやすいバス路線網の実現を図るため、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号4の総合交通計画関連事業でございます。

事務事業現況調書は、255ページでございます。

上位計画である新総合計画の策定期間との関係もあり、合併後5年を目途に新市において検討するものでございます。

次に、番号5の開発行為等指導事務でございます。

事務事業現況調書は、257ページでございます。

現在、市町間で開発行為の対象となる規模や指導事項に相違があることから、合併後3年以内に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号6の放置自転車対策事業でございます。

事務事業現況調書は、259ページでございます。

市町間で、放置自転車の移動、保管、処分の方法などについて調整を図り、合併時に相模原市の制度を適用するものでございます。

次に、127ページをご覧いただきたいと存じます。

管理部会所管の事務事業につきまして、ご説明いたします。

番号1の幼稚園就園奨励補助金でございます。

事務事業現況調書は、260ページでございます。

調整方針といたしましては、公立幼稚園の国庫補助分については、現行のまま新市に引き継ぎ、私立幼稚園の単独補助分については、合併時に相模原市の制度を適用するものでございます。

次に、番号2の公立幼稚園に関することでございます。

事務事業現況調書は、261ページでございます。

調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぎ、入園料、保育料、送迎バス及び給食については、合併後の新市において均衡が図れるよう必要な調整を行うものでございます。

次に、番号3の学校給食事業の取扱いでございます。

事務事業現況調書は、263ページでございます。

現在、小学校給食につきましては、相模原市では完全給食、藤野町では、1校が完全給食、5校がミルク給食を実施しており、中学校給食につきましては、相模原市と藤野町でミルク給食を実施しております。調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぎ、ミルク給食を行っている藤野町の小学校及び相模原市と藤野町の中学校給食のあり方については、合併後3年間で新市において検討するものでございます。

次に、生涯学習部会所管の事務事業につきまして、ご説明を申し上げます。

番号1の文化財保護管理事業でございます。

事務事業現況調書は、264ページでございます。

相模原市と藤野町には、7件の国指定文化財をはじめ、多くの文化財がございます。郷土の文化財やその情報を収集保管する事業を、相模原市においては市立博物館で実施し、藤野町では類似施設において実施をいたしております。分野や手法に違いがあり、指定文化財の管理者等に対する支援や補助の違いなどもございます。調整方針といたしましては、文化財の研究や保存団体に対する補助金等について調整を図りながら、合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号2の文化財調査事業でございます。

事務事業現況調書は、266ページでございます。

相模原市では、各種の文化財の現状を把握するための調査が既に行われておりますが、藤野町には未実施の分野がございます。調整方針といたしましては、合併後速やかに文化財の現況を把握するための調査を実施し、相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号3の遺跡保存整備事業でございます。

事務事業現況調書は、267ページでございます。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度を適用するものでございます。

次に、番号4の埋蔵文化財の保護と開発事業との調整でございます。

事務事業現況調書は、269ページでございます。

相模原市では独自の体制により開発指導を行っているのに対し、藤野町は神奈川県の実業支援のもとに開発事業との調整を行っており、実施体制が異なりますので、調整方針といたしましては、職員体制と遺跡地図を整備し、合併後速やかに相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号5のはたちのつどい開催事業でございます。

事務事業現況調書は、271ページでございます。

これまでの各市町での伝統や地域性を考慮しながら、新市の一体性を確保するため、調整方針といたしましては、現行のまま新市に引継ぎ、開催場所等を含め、この事業のあり方を検討するものでございます。

以上、各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その2のうち、Bランクの事務事業につきましてご説明をさせていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から、Bランク事業について報告がありましたが、只今の報告に対しましてご質問等がございましたら、お願いをいたします。

中道委員。

中道委員 都市部会、番号3のバス対策事業でございますけれども、調整方針は、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合するというところでございます。私も不勉強で、相模原市の制度を把握しておりませんが、藤野町は特に山間部が多く、奥が深い訳であります。そして高齢者も大分多くなって、交通弱者が多い訳でありますけれども、是非現行を下回らないような形でやっていただきたいと思います、要望させていただきますと思います。要望でございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 要望として承っておきます。

ほかにございませんでしょうか。

佐々木委員。

佐々木（道）委員 佐々木でございますけれども、今の関連質問でございます。合併後5年以内に相模原市の制度に統合すると書いてありますけれども、資料を見ますと、相模原市バ

ス利用促進総合対策事業というのがバス対策事業の名称でございますね。町としては、藤野町町営バス設置条例とか管理条例とか、どうたらこうたらあるんですけども、これは相模原バス利用促進等総合対策事業に移行される訳ですか。この文章を読みますと、相模原の制度に統合すると。新制度を作るとは書いていないんですね。この辺について事務局の回答を求めます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 事務局、答弁、お願いいたします。

内田都市部会長 バス事業についてでございますが、今後予定されています東京都市圏のパーソントリップ調査、そういう結果を踏まえまして、あるいは相模原市総合都市交通計画を見直し、その後、相模原市のバス交通対策基本計画がございまして、それらを改定する中で具体的に検討してまいりたいと考えております。

なお、制度につきましては、相模原市では、現在、相模原市内は8地域に分けまして、交通の拠点となるターミナルを位置付け、ターミナル同士を結ぶ幹線バス、あるいは地域とターミナルを結ぶ支線バス等に機能分類を行っておりまして、バスシステムの機能的な配置を行っている。あるいは長大系統、片道10キロ以上のこういう定時性を確保するために、あるいは速達性の向上を図るため、こういう制度を設けまして現在進めているところでございます。したがって、今後、合併後、そういう制度につきましても、その地域に合った制度と申しましょうか、そういうものにつきましてもよく検討してまいりたいと、そのように考えております。

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいですか。

佐々木（道）委員 はい。

鈴木副会長（会長職務代理者） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、特にないようですので、続いて、Cランクの事業について事務局から一括して報告をいただきます。

片野事務局次長。

片野事務局次長 128ページをご覧いただきたいと存じます。

調整方針一覧、Cランクの事務事業のうち、主な事務事業につきましてご説明いたします。

表の右側の欄、「別冊2、ページ」と記しておりますのは、別冊2、事務事業現況調書のページをお示ししております。

なお、Cランクの事務事業現況調書は、別冊2と別冊3になってございますので、併せて

ご覧いただきたいと存じます。

最初に、財務部会所管の事務事業でございます。

番号4の指定金融機関等についてでございます。

指定金融機関は、一つの地方公共団体で一つの金融機関とされておりますので、調整方針といたしましては、相模原市の指定金融機関である横浜銀行といたすものでございます。

また、藤野町の指定金融機関であります津久井郡農業協同組合及び、指定代理金融機関であります山梨信用金庫及び半原信用組合は、収納代理金融機関とし、藤野町の収納代理金融機関は、そのまま現行どおり引き継ぐものでございます。

次に、番号8の契約業者の登録及び指定でございます。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

当該事務事業は、現在、県とともに進められている電子入札システムの中で一体で行われることとなりますが、藤野町は、このシステムの導入を決めております。相模原市は、平成18年度に新システムに移行するため、町と事前調整を行い、実施していくものでございます。

次に、130ページをご覧いただきたいと存じます。

保健福祉部会所管の事務事業につきまして、ご説明いたします。

131ページの番号15、社会福祉協議会運営助成事業でございます。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合する。

なお、市町の社会福祉協議会の合併については、法人間で協議中とするものでございます。

次に、138ページをご覧いただきたいと存じます。

番号125の児童クラブ管理運営事業でございます。

調整方針といたしましては、合併後3年以内に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、139ページをご覧いただきたいと存じます。

番号130の保育料でございます。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、142ページをご覧いただきたいと存じます。

番号170の障害者地域作業所運営事業でございます。

調整方針といたしましては、合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。

なお、統合にあたっては、藤野町の地域作業所内のサポートスペースの位置付けも併せて検討するものでございます。

次に、146ページをご覧いただきたいと存じます。

市民部会所管の事務事業につきまして、ご説明いたします。

番号8から番号10の相談事業の市民相談、法律相談、特設相談でございます。

相談の種類や実施回数等に違いがございますが、調整方針といたしましては、3年を目途に相模原市の制度に統合するものでございますが、藤野町の相談需要の測定等により見直しなどを行うものでございます。

次に、149ページをご覧いただきたいと存じます。

番号47の交通指導隊事業でございます。

藤野町に設置されております交通指導隊制度は、相模原市におきましてはボランティアで対応しております。調整方針といたしましては、合併後3年以内に廃止の方向で調整するものでございます。

なお、当制度が交通安全に果たしてきた役割、またその歴史等から、直ちに廃止することは困難であるため、合併後3年間で、交通安全協会の交通安全指導員制度に移行するものでございます。

次に、番号48の安全・安心まちづくり推進協議会補助金でございます。

市民総ぐるみによる安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を目的に、相模原市安全・安心まちづくり推進協議会に対する活動費の補助金でございます。調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐとするものでございます。

次に、151ページをご覧いただきたいと存じます。

経済部会所管の事務事業につきまして、ご説明いたします。

番号2の相模原商工会議所補助金でございます。

調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐとするものでございます。

次に、152ページをご覧いただきたいと存じます。

番号29の観光事業補助金と、153ページの番号31、市観光協会補助金でございます。

調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐとするものでございます。

ただし、藤野町の観光事業につきましては、相模原市観光振興計画に基づき、位置付けを行うものでございます。

次に、154ページをご覧いただきたいと存じます。

番号55の農産物振興対策事業でございます。

農産物の生産向上や経営安定などを目的に事業を実施しておりますが、藤野町におきまし

ては該当がないことから、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度を適用するものでございます。

次に、158ページをご覧いただきたいと存じます。

環境保全部会管の事務事業につきまして、ご説明いたします。

番号6の環境基本計画についてでございます。

調整方針といたしましては、合併後速やかに新市において新たな環境基本計画の策定に着手するものでございます。新市においては、新たに自然環境調査などを実施し、新市の特性を踏まえた計画を策定するものでございます。

次に、番号13、新エネルギー導入促進事業でございます。

本事業につきましては、藤野町のみの実施事業でございます。調整方針といたしましては、藤野町地域新エネルギービジョンは現行のまま新市に引き継ぎ、新市において新たな環境基本計画を策定する際に内容を反映させていくものでございます。

次に、160ページをご覧いただきたいと存じます。

番号34のみどりの基本計画及び相模川計画でございます。

調整方針といたしましては、合併後速やかに新市において新たな計画の策定に着手するものでございます。新市の特性を踏まえた計画の策定をするものでございます。

次に、161ページをご覧いただきたいと存じます。

都市部会管の事務事業につきまして、ご説明いたします。

番号9の新しい交通システム検討事業でございます。

合併後5年を目途に新市において検討するもので、総合都市交通計画との整合を図りながら策定することといたすものでございます。

次に、163ページをご覧ください。

番号29から番号37までの9事業は駐車場対策に関する事業でございます。このうち、相模原市のみで実施している事業の民間自動車駐車場整備促進事業など7事業は、合併時に相模原市の制度を適用するものでございます。

また、市町でともに実施している番号31の自転車駐車場管理運営事業は、合併時に相模原市の制度に統合するものとし、番号36の路外駐車場の設置等の届出につきましては、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

次に164ページをご覧いただきたいと存じます。

土木部会管の事務事業につきまして、ご説明申し上げます。

番号2の道路交通量調査委託でございます。

相模原市において5年ごとに行っているものでございます。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度を適用するものでございます。

なお、適用にあたりましては、次回は平成21年度に予定しているため、藤野町の必要箇所を検討し、実施するものでございます。

次に、166ページをご覧いただきたいと存じます。

番号38の道路維持補修事業でございます。

原材料の支給制度等において取扱いが異なっているため、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

なお、生活道路の除雪については、合併時までには検討することといたしております。

次に、168ページをご覧いただきたいと存じます。

管理部会所管の事務事業につきまして、ご説明をいたします。

番号4の構造改革特別区域計画（名倉小）、番号5の廃校利用でございます。

調整方針といたしましては、いずれも、現在、藤野町において進められている事務事業を現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

169ページをご覧いただきたいと存じます。

番号16の学童及び生徒の通学安全事業でございます。

藤野町の遠距離通学児童・生徒に対する通学費の助成などについて調整する必要があることから、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後5年間で新市において事業内容の検討を行うものでございます。

次に、番号29のコミュニティバス・スクールバス運行事業でございます。

藤野町の小・中学生の通学手段確保について検討する必要があることから、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後5年間で新市において事業内容の検討を行うものでございます。

次に、172ページをご覧いただきたいと存じます。

学校教育部会所管の事務事業につきまして、ご説明をいたします。

番号7の図書整理員経費でございます。

図書整理員の配置方法等について調整が必要なため、調整方針といたしましては、合併後速やかに相模原市の制度に統合する。

なお、図書整理員の配置については、巡回派遣、ボランティア対応等、配置方法の調整を行うものでございます。

次に、番号 11 の地域教育力活用事業でございます。

地域と学校の連携を深める事業で、協力者への対応が異なっておりますが、合併後 3 年以内に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、176 ページをご覧いただきたいと存じます。

生涯学習部会所管の事務事業につきまして、ご説明いたします。

番号 1 の社会教育委員経費でございます。

合併時に一つの組織で運営する必要があるため、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、177 ページをご覧いただきたいと存じます。

番号 14 の公民館活動事業や、178 ページとなりますが、番号 29 の各種体育大会等実施事業など、住民の皆様が参加する事業につきましては、藤野町独自の事業も多くあり、地域性も強く、統合になじまないものがございます。調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐ、あるいは、事業内容が市と町で重複しており、時間をかけて統合を検討する必要があるものにつきましては、合併後 3 年間で段階的に相模原市の制度に統合するものでございます。

177 ページにお戻りいただきたいと存じます。

番号 23 の藤野町ふるさと芸術村メッセージ事業（アート・スフィア）でございます。

藤野町のみの実施事業で、町内在住の作家や住民が主体的に企画する創作活動や展示、発表の機会、交流事業を支援し、住民が質の高い芸術に触れ合う機会の拡大を目的として実施しているものでございます。調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐとし、ただし、事業規模、事業内容等については新市において検討するものでございます。

次に、178 ページをご覧いただきたいと存じます。

番号 32 のスポーツ施設管理事業をはじめ、藤野町にある独自施設の管理運営につきましては、職員体制など管理運営方法が施設ごとに異なるため、合併後 3 年間で段階的に相模原市の制度に統合するものでございます。

また、相模原市の総合学習センターで実施している事業や、図書館、博物館に関する事業につきましては、藤野町で実施していないものも多くありますことから、相模原市で実施している制度、事業を藤野町に広げていく必要がございますので、合併時に相模原市の制度を適用する、あるいは相模原市の制度に統合するものでございます。

以上、報告第 10 号 各種事務事業の取扱いについて（B・C ランク）その 2 のうち、C

ランクの事務事業の主なものにつきましてご説明をさせていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から、Cランクの事業について報告がありましたが、只今の報告に対しましてご質問等がございましたら、お願ひをいたします。

中道委員。

中道委員 土木部会の38番ですけれども、先ほどご説明をいただきましたけれども、生活道路の除雪についてということでございます。都市部と違って、藤野町は田舎でございますので、年四、五回、雪が積もる訳であります。国・県道につきましてはそれぞれ対処いただいているところでありますけれども、町道につきましては、現行は町で行ってきたということでございます。是非これにつきましても実施する方向で検討願ひたいと要望いたします。

以上です。

鈴木副会長（会長職務代理者） ほかにございませんでしょうか。

清水委員。

清水委員 お聞きたい点があるんですが、金融機関です。今、各役場の庁舎の中には津久井郡農協が入っているんですが、これがどうなるのかということと、それから、廃止された場合に、津久井町の庁舎の中に金融機関を入れてほしいという要望を、私、個人的に出してあるんですが、そこいらの検討がされているのかどうか、お聞きたい。

鈴木副会長（会長職務代理者） 事務局、答弁、お願ひいたします。

山中財務部会長 指定金融機関の取扱いについてのご質問だと思いますが、まず、藤野町の指定金融機関である津久井郡農業協同組合につきましては、引き続き収納代理金融機関として相模原市の方へ引き継いでいくものというふうなことでございます。

それとあと、津久井町の方の津久井郡農業協同組合の代理機関ですか、受付というかですが、それにつきましては、現在、町と検討をしているというふうな、調整をしているというふうなことでございます。よろしくお願ひします。

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいですか。

佐々木委員。

佐々木（宣）委員 まず、168ページ、5の廃校利用、それから169ページの29のコミュニティバス・スクールバス運営事業について、質問とお願いがございます。

まず、相模原市さんに、一体市民の中には、どれほどグリーンツーリズムの考えに基づいて、こっちに来てやってみたいと、農業を手伝ってみたい山林の整備をするボランティアを

してみたいとか、又は小学校を使ってどんなことがやってみたいとか、そういうのを情報を早くキャッチしないと、廃校利用も大変難しいと思う訳です。藤野町ばかりではなくて、ほかにも4町がある訳ですから、市と町と、この1市と4町の間には交流が行われるには、廃校利用というのは大変価値のある仕事だと思う訳です。それには、まず相模原市で情報を集めて、うまい具合に情報を集めていただければ、それに合うような利用法をする。これからというのは大体人口が大きくなりますから、そこの中で早く情報をキャッチして、市民のニーズがどこにあるか、これをつかんでみるというのが、これからの合併をうまく持っていかどうかのキーポイントになるのではないかと思います。色々な面でアンケートをしていただいて、市民のニーズがどこにあって、そして藤野町はどういうものが提供できるか。自然で素晴らしいものがいっぱいある訳ですけれども、それをどのように提供できるか、そういうことをきめ細かにやるには、何しろ市民のニーズというものをつかんでいただきたい。

それから、29のコミュニティバス・スクールバス運営事業ですけれども、藤野町の一番のネックは、足がないことなんです。どんどん過疎化が進んでくる訳です。ですから、ここで交通特区といいますか、何と申しますか、私はインテリジェントバスというのが一番いいと思うんですけれども、なるべくニーズのあるところにワゴン車みたいなバスで運行できればいいのではないかというような考えを持っています、個人的にはね。そして、こういう足の確保というのは、先ほど質問もございましたね。大きなバスで動くと赤字になってしまう訳です、ここは。そういう面で、違った観点、相模原のバス事業に合わせられてと言われると、こっちは全部廃線になるような運命にあるところなんです。ですから、そういう細かい足回りをよくしていただいて、過疎化対策をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

鈴木副会長（会長職務代理者） 事務局、何か答弁ございますでしょうか。

はい、管理部会長、お願いいたします。

渡邊管理部会長 学校施設の管理という観点から、今の委員さんのご質問とちょっとずれるかと思いますが、ご答弁申し上げます。

まず、廃校利用の関係ですけれども、学校が廃止された場合に、これは学校の施設管理という観点ですけれども、それを他に転用したいという意味で、この調整方針では、藤野町でお考えの廃校をして、それを活用しようという視点をそのまま意見として引き継いでいこう。新市の場合で引き継いでいこうと、こういう調整方針になっております。

グリーンツーリズムは、教育委員会の所管ではありませんのでちょっとお答えしにくいか

と思います。

それから、29番のコミュニティバスの関係ですけれども、児童・生徒の通学の足を確保するというのは大変重要な視点でございますので、この調整方針にございますように、現行のまま新市に引き継ぐ。新しい、合併5年後、5年間でどういう形でそれを考えていったらいいかということを検討してまいら。

教育委員会管理部の所管事項、ちょっと限定的になりますけれども、以上のような考え方で調整方針をまとめたものでございます。

佐々木(宣)委員 あと、何というか、行政に対するニーズですね。

鈴木副会長(会長職務代理者) どうぞ、佐々木委員。

佐々木(宣)委員 すみません。どうも、手を挙げなくて申し訳ございません。

この行政が、相模原市市民がどういうニーズがあるか。そして、そのニーズがどれだけ、この廃校だとか、こちらの自然に対するどういうニーズがあるかというのを調査するということに関してはどうでしょうか。

鈴木副会長(会長職務代理者) 事務局、答弁、お願いいたします。

田所事務局長 只今のニーズというお話がございましたけれども、ニーズを把握するというのも重要ですが、こういった情報をむしろ発信していくということも非常に重要になってくるんだろうというふうには考えられるものでございます。今後、相模原市でも定期的にアンケート等は行ってありますし、様々な事業を行う際に、市民の方々のご意見を伺うというような機会を様々な機会で設けてございますので、そういったものの中で今ご質問のようなことは対応していけるのではないかとこのように考えてございます。

また、積極的にそういった情報を、合併いたしますと同じ相模原市になりますので、市民全体に対して情報を提供していくということが重要なことというふうには考えてございます。

以上でございます。

鈴木副会長(会長職務代理者) よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長(会長職務代理者) それでは、特にないようですので、只今の報告をいたしました事項につきましては、ご承認をいただいたものといたします。

その他

鈴木副会長（会長職務代理者） 4のその他に移らせていただきます。

初めに、（１）「相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）の公表及び意見募集要領（案）について」、事務局より説明いただきます。

内田事務局次長。

その他（１）相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）の公表及び意見募集要領（案）について

内田事務局次長 それでは、協議会資料の182ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、目的でございますけれども、基本計画の作成にあたりまして広く住民の意見を反映することでございます。

2の素案の公表の方法でございますけれども、ホームページへの掲載ほか、合併協議会だより、それから（３）記載のア、イ、ウ、エの場所で閲覧及び配布するものでございます。

ここで、津久井町及び相模湖町につきましては、冒頭、計画（案）のところで申し上げましたように、今回の計画が1市3町のエリアということでございますので、津久井町と相模湖町にも協力をお願いするものでございます。

3番の意見を提出できる者でございますけれども、（１）といたしまして、1市3町の区域内に住所を有する者、（２）といたしまして、1市3町の区域内にある事務所又は事業所に勤務する者、（３）といたしまして、上記のほか、素案に対して意見を有するものということでございます。

4番の意見の受付期間といたしましては、11月1日から11月30日までの1カ月間を考えております。

5の意見の提出方法といたしましては、郵便、ファクシミリ、電子メール、それから書面の提出ということで考えております。

183ページにまいりまして、6の提出された意見の取扱いでございますけれども、事務局でその概要を取りまとめさせていただきますので、こちらの合併協議会に提出させていただくというものでございます。合併協議会におかれましては、提出された意見を考慮していただいて基本計画を作成するというので、この決定した基本計画並びに提出された意見の概要及び意見に対する合併協議会の考え方については、素案と同様の方法により住民の皆様

公表いたすものとするものでございます。

以上で説明を終わります。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から説明がありましたが、ご質問等がある方は
お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、特にないようでございますので、先ほどご協議
いただきました合併市町村基本計画（素案）については、この要領に基づいて公表及び意見
募集を行ってまいりますので、よろしくをお願いをいたします。

次に、（２）藤野町独自の条例についてと（３）今後の協議会開催日程（案）についてを
一括議題とさせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

その他（２）藤野町の独自の条例について

その他（３）今後の協議会開催日程（案）について

その他（４）その他

田所事務局長 先ほど、冒頭説明させていただきましたが、藤野町の独自の条例についてと
いう資料でございます。

これにつきましては、８月８日の第３回の合併協議会の際にご質問がございまして、事務
局の方で調べさせていただきました。それにつきましては、８月１８日付で委員の皆様には事
前にご配付をさせていただいたものでございますが、合計で２８本の条例があるというもの
でございます。

以上でございます。

それから、もう１点、その他の３でございますけれども、次回の、今後の協議会の開催日
程（案）でございます。

お手元に資料を配付してございますが、そちらの方をご覧いただきたいと思いますが、第
５回の相模原市・藤野町合併協議会につきましては、来る１１月７日の月曜日、午後２時か
ら、場所は相模原市のけやき会館の方で開催をする予定といたしております。

その他の事項につきましては以上でございます。よろしくをお願いをいたします。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から説明がございましたが、ご質問がある方は

お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 特にないようでございますが、その他、事務局より何か報告する事項があったら、お願いをいたします。

田所事務局長 特にございません。

鈴木副会長（会長職務代理者） 以上で、次第の4、その他については終了させていただきます。

最後になりましたが、アドバイザーの牛山先生からご講評なりをいただければと存じます。牛山先生、お願いいたします。

牛山アドバイザー それでは、短くさせていただきます。

講評といたしますか、若干のコメントをさせていただければと思うのですが、本日、10号から26号まで大変重要な議案についてご議論がありまして、特に職員数の削減の影響でありますとか三位一体改革の影響ということで、どうなるのかということがございましたが、基本的には、補助金の削減、交付税の削減、財源移譲の枠組みがまだはっきりしない中で、どうなるのかということが、ご不安が大変あるのではないかと思いますけれども、実際には、政治の状況、あるいはこれからの改革の進み具合、そういったところでなかなか確定していないところがありまして、しかし、それをすべて確定しなければ議論ができないということでは協議が進みませんので、現在ある状況の中でご議論をいただいているということではないかと思っております。

そして、やはり特に藤野町の皆さんにおかれましては、編入合併である、あるいは自治体規模が非常に大きく異なるということで、特に地域自治、あるいは都市内分権についてのご質問、あるいは疑問点が出されたのではないかと、先ほどのご意見もそういうふうに取り取っております。1つには、合併に伴って進められます地域自治区、今後議論になるかと思っておりますが、その問題と、それからやはりもう一つは、今、多くの自治体で議論されています都市内分権ですね。やはり方向としましては、今、分権の時代の中で、公共サービスを住民と行政が担う。それから、地域の自己決定を住民の皆さんと行政と一緒にしていくと、そういうふうなことをどうやってこの合併の中でも議論していくのかということでありまして、当然、これから具体的に議会で決定しなければいけない政策の中身でありますとか、そういったことについて、なかなか不透明な部分といたしますか、これからどうなっていくのかという

ことについては、これからまだまだ先のことになっていくかもしれませんが、難しい点があるかもしれませんがけれども、この協議の中では、少なくとも合併した地域、特に編入になる自治体規模の小さな自治体の地域について、きちんと意見反映ができるようにしていこうではないか。住民の皆さんに不都合がないように、住民の皆さんの声が届くようにしていこうではないかということで議論が進められて、大きな方向性が定められているということではないかと思っております。

そういった意味で、この方向につきましてきちんと皆さんで確認していただきまして、今後は、これは、議会との関係、市民自治との関係、非常に色々な難しい問題も含んでおりますので、制度設計をきちんとこれからしていく中で、また方向性を確定していただく中で、今後の議論になっていくのではないかと思っております。

私の方からは、簡単であります、以上でございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） ありがとうございます。

閉 会

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、閉会とさせていただきたいと思いますが、最後に、相模原市、加山助役より閉会のごあいさつをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

加山委員（相模原市長職務代理者） 本日は、長時間に渡りましてご審議をいただきまして、ありがとうございました。小川市長が不在の中ではございましたが、それぞれの事項につきまして貴重なご意見をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後も着実に協議を進めまして、この協議会が滞りなく進むことを期待申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

以上を持ちまして、第4回相模原市・藤野町合併協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

鈴木副会長（会長職務代理者） ありがとうございます。

閉会 午後4時53分

相模原市・藤野町合併協議会会議運営規程の第8条第3項の規程により署名する。

平成17年11月11日

会議録署名人 久保田 義則

会議録署名人 高橋 正二